



タイ国税務小冊子 2025/2026年





This document has been prepared for general guidance on matters of interest only and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this document without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this document, and, to the extent permitted by law, PwC Thailand does not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

序文

世界の経済成長や国際的な投資に対応するため、タイの税法は継続的に見直されています。この小冊子は、タイの税制度に関する一般的な情報を提供し、タイへの投資の最初の手がかりとしてご利用いただくために作成されています。

また、この小冊子は、基本的に 2025 年 12 月 31 日現在の税法および実務に基づいて作成されています。特定の税務案件につきましては、専門家のアドバイスが必要となりますので、弊社にご相談いただきますようお願い申し上げます。

PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited

税務・法務統括パートナー
Niphan Srisukhumbowornchai

目次

個人所得税	1
居住者の認定.....	2
国外源泉所得.....	2
納税義務者.....	2
課税所得.....	3
キャピタルゲイン.....	3
贈与税.....	4
非課税所得.....	5
税額計算.....	5
経費控除.....	6
所得控除.....	6
寄附金控除.....	10
現行の個人所得税率.....	12
税額控除.....	12
源泉所得税.....	12
申告・納税.....	15
加算税および延滞税.....	16
税務調査および査定.....	16
不服申立の手続き.....	17
法人税	18
居住者の認定.....	19
納税義務者.....	19
課税所得.....	19
総収入に対する課税.....	20
キャピタルゲイン.....	21
非課税所得.....	21
税率.....	23
支店所得.....	24

機能通貨	24
純利益の計算	25
所得控除	25
損金不算入項目	29
減価償却費	30
欠損金	31
国内への支払にかかる源泉所得税	32
税額控除	34
国外への支払にかかる源泉所得税	34
租税条約	34
連結納税	43
持株会社	43
過少資本税制	43
移転価格税制	43
BEPS 防止措置実施条約 (MLI)	47
申告・納税	48
加算税、延滞税および不服申立の手續	49

グローバル・ミニマム課税制度(ピラー2) 50

グローバル・ミニマム課税制度(ピラー2)	51
タイにおけるピラー2の導入	51
適用範囲	51
課税メカニズム	52
申告・納税	53
加算税および延滞税	54
還付請求	54
除斥期間	54

付加価値税(VAT) 55

税制の概要	56
納税義務者	56
登録	56

非課税項目	57
税率	58
税額計算	58
VAT のリバースチャージ	59
タックス・インボイス	59
海外のデジタルサービスプロバイダー	59
申告・納税	60
加算税および延滞税	61
特定事業税	62
納税義務者	63
課税対象事業と税率	63
申告・納税	64
加算税および延滞税	64
印紙税	65
税制の概要	66
税率	66
課税対象となる文書と証書	66
納付および加算税	67
関税	69
税制の概要	70
税関の手続き	71
関税の優遇制度	72
違反と罰則	72
物品税	74
税制の概要	75
課税対象の物品およびサービス	75

石油税	77
税制の概要	78
課税所得	78
機能通貨	79
申告・納税	79
加算税および延滞税	79
地方税	80
税制の概要	81
土地建物税	81
看板税	84
相続税	86
優遇税制	88
投資委員会 (Board of Investment : BOI)	89
タイのフリーゾーン: IEAT フリーゾーンと関税フリーゾーン	93
IEAT フリーゾーン	93
関税フリーゾーン	94
東部経済回廊 (EEC)	95
国際ビジネスセンター (IBC)	96
PwC 紹介	100
弊社の連絡先	100
サービス内容	102

個人所得稅

個人所得税

居住者の認定

個人は、いずれかの課税年度において、タイに合計 180 日以上滞在した場合、タイの税法上、居住者とみなされます。

国外源泉所得

歳入局は、海外からタイに課税所得を持ち込むタイ居住者の個人所得税に関する、歳入局通達 Paw. 161/2566 および Paw.162/2566 を公布しました。

本通達によると、タイ居住者は、課税所得がタイに持ち込まれた課税年度において、歳入法典第 48 条に基づく個人所得税を計算する際に、当該課税所得を含める必要があります。以下に当てはまる個人が、適用の対象となります。

- いずれかの課税年度において、タイ国内に合計 180 日以上滞在する者
- 当該課税年度において、歳入法典第 41 条第 2 項に基づき、タイ国外での業務や事業活動、国外に所在する資産から課税所得を得ている者
- かつ、当該課税所得をいずれかの課税年度においてタイ国内に持ち込んでいる者

ただし、2024 年 1 月 1 日より前に生じた課税所得は本通達の適用対象外です。

納税義務者

- (a) 自然人
- (b) 未登記普通パートナーシップ
- (c) 法人格のない団体

- (d) 故人(死亡した課税年度中の所得および財産について)
- (e) 故人の財産の未分割部分

課税所得

タイにおける居住者および非居住者は、タイでの雇用あるいは事業活動から生じた課税所得に対して、その所得の支払がタイ国内で行われたか、タイ国外で行われたかにかかわらず、タイにおいて課税されます。

タイ国外で所得を得た居住者は、課税所得が 2024 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度に得られ、かつ同課税年度以降にタイへ送金あるいは海外から持ち込んだ場合に、その所得に対して課税がされます。

課税所得は以下の 8 つに分類されます。

- (1) 給与および賃金(ストックオプション、住宅手当、福利厚生による所得を含む)
- (2) 請負、雇用および役務提供による報酬
- (3) 営業権、著作権、フランチャイズ権、特許権、その他権利、年金等
- (4) 利息、配当金、投資家への利益分配金、会社またはパートナーシップの合併、買収あるいは解散による利益、株式、仮想通貨またはデジタルトークンの譲渡により発生した利益
- (5) 資産の賃貸による所得、ハイヤーパーチェスや割賦販売契約の解約による受取違約金
- (6) 法律、医学、エンジニアリング、建築、会計、美術等の自由専門業による所得
- (7) 請負業者が工具以外の主要な資材を提供する工事請負契約から生じる所得
- (8) 事業、商業、工業から生じる所得、上記 (1) ~ (7) 以外の所得

キャピタルゲイン

ほとんどのキャピタルゲインは通常の所得として課税されます。ただし、以下の取引は課税対象外となります。

- タイ証券取引所に上場されている株式をタイ証券取引所で売却した場合のキャピタルゲイン、投資信託の売却によるキャピタルゲイン
- 無利息の社債、手形、債務証券の売却(ただし、償還価格を下回る価格で最初に売り出された債権および債務証券を除く)によるキャピタルゲイン
- ASEAN 加盟国の証券取引所に上場し、ASEAN Link を介して取引される有価証券の売却(ただし、国庫短期証券、公社債、手形および社債の形態をとる証券を除く)によるキャピタルゲイン

キャピタルロスとは、キャピタルゲインと相殺することはできません。ただし、会社やその他法人が発行した公社債、手形、またはその他の債務証券の売却によるキャピタルゲインについては、一律 15%の税率で源泉分離課税する方法を選択できます。この場合、確定申告時にそのキャピタルゲインを課税所得から除外することができます。

贈与税

生前贈与は歳入法典上の個人所得税の対象とされ、両親、直系尊属、直系卑属、配偶者、その他の者への贈与について、財産および贈与者別に定める非課税枠を超える場合、課税されます。

個人所得税を免除される贈与の上限額は以下のとおりです。

- 嫡出子(養子を除く)への不動産の所有権または占有権の無償譲渡から得られる所得: 課税年度において嫡出子一人あたりで2,000万バーツまで
- 直系尊属、直系卑属、配偶者からの扶養料および贈与: 課税年度において合計で2,000万バーツまで
- 直系尊属、直系卑属、配偶者以外の者からの道義的責任による扶養料および儀式または確立した慣行としての贈与: 課税年度において合計で1,000万バーツまで
- 省令で定められた基準および条件に基づき贈与者の意思に従って

宗教、教育または公益のために受贈者が使用する贈与による所得

上述を超える部分に対しては、一律5%の個人所得税が課せられ、年間の個人所得税額の計算において他の所得と合算してはなりません。

親が嫡出子(養子を除く)に無償で不動産を譲渡する場合、譲渡登記の際に、譲受人から税金が徴収されます。これは、2,000万バーツを超える部分に対して源泉所得税5%が課されます。その他の場合における無償での不動産譲渡は、通常の個人所得税累進税率に基づく源泉徴収が必要となります。

非課税所得

特定の所得については個人所得税が免除されます。雇用所得に関しては、出張手当、旅費、および医療費補助のような特定の福利厚生給付が非課税所得として扱われます。また、道義的責任による扶養所得(上限あり、「贈与税」参照)、相続財産(上限あり、「相続税」参照)、前述のキャピタルゲインも非課税となります。

一定の条件を満たす場合、以下から生じた利益または収益は非課税となります。登録プロビデンドファンド、退職年金投資信託、長期株式投資信託、スーパー貯蓄基金、国民貯蓄基金(保険からの収入を含む)、タイ ESG ファンド、社会保障基金からの収入、タイの銀行または貯蓄協同組合からの預金利息、イスラム金融の銀行から受け取る分配金が含まれます。

確定利付き投資信託から個人投資家に分配される収益分配金は非課税となります。

税額計算

個人所得税は、総所得から控除可能なすべての経費控除および所得控除を差し引いた後の課税所得に累進課税率を乗じて算出します。

課税所得(雇用所得を除く)が120,000バーツ以上の場合、その課税所

得額の 0.5%以上を納税しなければなりません。

経費控除

控除対象となる経費は、課税所得の分類に応じて算出されます。

- 「課税所得」の項目で箇条書きした (1)、(2) および (3) のうち営業権、著作権、その他の権利からの所得については、最大 100,000 バーツまで 50%の控除が認められます。
- 「課税所得」の項目で箇条書きした (5) の所得については、賃貸される資産の種類により所得の 10%から 30%までの金額を控除できます。
- 「課税所得」の項目で箇条書きした (6)、(7) および (8) の所得については、所得や事業の種類により所得の 30%から 60%までの金額を控除できます。

「課税所得」の項目で箇条書きした (3) の営業権、著作権、その他の権利、および (5) から (8) までの課税所得については、納税者が歳入局に十分な証拠を提示した場合に限り、経費の実額を控除することができます。

所得控除

経費控除の後、さらに以下の 2 種類の所得控除が認められます。

1. 人的所得控除 (Personal Allowances)

- 納税者本人 60,000 バーツ
- 配偶者(配偶者に所得がない場合) 60,000 バーツ
- 納税者または配偶者の嫡出子(人数制限なし) 30,000 バーツ/人
- 納税者または配偶者の嫡出子で 2018 年以降に生まれた 2 人目以降の嫡出子に対しての追加控除 30,000 バーツ/人
- 納税者本人の養子(3 名まで)(嫡出子と養子の両方がいる場合は、合計で 3 名が上限) 30,000 バーツ/人

- 両親扶養控除 30,000 パーツ／人
- 親族の障害者扶養控除 60,000 パーツ／人
- 親族以外の障害者扶養控除 60,000 パーツ／人

なお、65 歳以上のタイ居住者の所得は年間 190,000 パーツまで非課税となります。

2. 特定所得控除 (Specific Allowances)

- 生命保険料控除：
納税者本人に対する生命保険料の実際支払額について、100,000 パーツまでの金額を所得控除できます。ただし、契約している生命保険会社がタイ国内で営業しており、保険契約期間が 10 年以上であることが条件となります。貯蓄型生命保険契約については、年間運用益が年間保険料の 20%を超える場合、保険料全額が所得控除の対象外となります。

最低預入期間が 10 年以上の生命保険に類似する銀行預金は、一課税年度あたり、100,000 パーツを上限として所得控除できます。ただし、控除額の 100,000 パーツは適格生命保険料と健康保険料の合計となります。

また、所得のない配偶者について支払われた生命保険料についても、課税年度を通じて婚姻関係があることを条件に、10,000 パーツを上限として所得控除できます。

- タイ国内で営業している生命保険会社または損害保険会社に対して納税者本人を被保険者として支払った健康保険料については、25,000 パーツを上限として所得控除できます。ただし、この保険料の控除額と上記で言及した生命保険料と生命保険に類似する銀行預金の控除額合計は 100,000 パーツが上限となります。
- タイ国内営業している生命保険会社または損害保険会社に対して納税者または納税者の配偶者の両親を被保険者として支払った健康保険料については、15,000 パーツを上限として所得控除できません。

- 退職に備えた株式・債券などの長期保有を奨励することを目的に、以下の承認されたファンドおよび年金型生命保険への投資についても所得控除が認められています。ただし、それぞれ控除額に上限があり、合算で年間 500,000 バーツを限度とします。
 - 適格年金型生命保険料控除(タイの生命保険会社に支払われるもの): 課税所得合計額の 15%まで控除できますが、上限は 200,000 バーツまで。
 - 登録プロビデントファンド拠出金控除: 課税所得合計額の 15%まで控除できますが、上限は 500,000 バーツまで。
 - 退職投資信託拠出金控除: 課税所得合計額の 30%まで控除できますが、上限は 500,000 バーツまで。
 - 国民貯蓄基金控除: 上限は、500,000 バーツまで。
 - 特別貯蓄基金(Super Saving Fund(SSF))控除: 課税所得合計額の 30%まで控除できますが、上限は、200,000 バーツまで。
- 住宅ローン利子控除: タイ国内に居住用住宅を購入あるいは建設するための住宅ローン利息は、最大 100,000 バーツまでを所得控除できます。
- 妊娠 1 回につき 60,000 バーツを上限として、納税者または配偶者が支払った妊産婦検診費用や出産費用は所得控除できます。
- 政府社会保障基金への拠出金も所得控除の対象となります。
- 2023 年 11 月 21 日から 2032 年 12 月 31 日までの期間において、タイ ESG ファンドへの投資額は、課税所得の 30%以内かつ最大 100,000 バーツを上限に所得控除できます。控除を受けるには、投資家は、ファンド購入日から最低 8 年間保有する必要があります。

ただし、2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの期間におけるタイ ESG ファンドへの投資については、特別な条件が適用されます。この期間中は、所得控除の上限額が 300,000 バーツに引き上げられますが、課税所得の 30%以内である必要があります。また、ファンドの保有期間も最低 5 年間に短縮されます。2027 年 1 月 1 日から 2032 年 12 月 31 日までの期間は、通常の

条件に戻り、所得控除の上限額は 100,000 バーツと最低 8 年間の保有が必要になります。

- タイ ESG Extra Fund (TESGX ファンド) への新規投資および特定期間内における長期投資ファンド (LTF ファンド) から TESGX ファンドへの転換は、以下の条件を満たす場合に、所得控除の対象となります。

控除限度①: 2025 年 5 月 2 日から 2025 年 6 月 30 日までの間に購入したファンドについて、投資家は課税所得の 30% 以内かつ最大 300,000 バーツを上限に所得控除ができます。控除を受けるには、ファンド購入日から最低 5 年間保有する必要があります。

控除限度②: 2025 年 5 月 13 日から 2025 年 6 月 30 日までの間に LTF ファンドを TESGX ファンドに転換した場合、合計 500,000 バーツの控除が認められ、5 年間で案分されます。初年度は最大 300,000 バーツまで所得控除ができます。続く 4 年間 (2 年目～5 年目) は、毎年 50,000 バーツの控除が認められ、合計 200,000 バーツまで控除が可能です。転換したファンドについては、転換日から最低 5 年間保有する必要があります。

- 2025 年 1 月 16 日から 2025 年 2 月 28 日までの期間中に「Easy E-Receipt」制度を利用した対象となる商品およびサービスに対する支払いは、最大 50,000 バーツまで所得控除できます。この所得控除は 2 つのパートに分かれています。パート 1 では、e-タックスインボイスまたは e-タックスレシートが発行された購入品に対して最大 30,000 バーツまで控除が可能です。パート 2 では、OTOP 商品、登録された地域企業や社会的企業からの購入品に対して最大 20,000 バーツまで控除が認められています。
- 2024 年 4 月 9 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間に、VAT 登録事業者である請負業者に対して支払った新築住居 (1 戸に限る) に対する建設費用は、100 万バーツごとに 10,000 バーツ、最大 100,000 バーツまで所得控除できます。
- 国内観光費について、納税者は、特定の期間内に二次的観光県またはその他の県で提供された特定の費用について所得控除を

申請できます。

- (1) 納税者は、2024年5月1日から2024年11月30日までの間に発生した費用について、e-タックスインボイスが発行されたガイド付きツアーおよび宿泊費の支出額を、最大15,000バーツまで控除できます。
- (2) 納税者は、2025年10月29日から2025年12月15日までの期間に発生した費用について、宿泊費または飲食サービスの支出額を、最大20,000バーツまで控除できます。

(2)には以下の追加条件が適用されます。

- 実際の支出額のうち最初の10,000バーツは、紙または電子形式で発行された正式なタックスインボイスが必要です。さらに追加の10,000バーツ(最初の10,000バーツを超える金額)の控除を受けるためには、正式なe-タックスインボイスが必要です。
 - 指定された二次的観光県における宿泊施設または飲食サービスの利用について、納税者は支出額の150%を所得控除として申請できます。例えば、支出額が10,000バーツの場合、15,000バーツの控除が認められます。
 - その他の県における宿泊施設または飲食サービスの利用について、納税者は実際の支出額と同額の控除を申請できません。例えば、支出額が10,000バーツの場合、10,000バーツの控除が認められます。
- タイにおける対象となる視覚芸術作品(対象となるアーティストまたは団体に対して)への支出は、2025年1月1日から2027年12月31日までの間に、支払われた場合、最大100,000バーツまで所得控除できます。

寄附金控除

- 以下の寄附については、100%の控除が認められています。ただし、合計額はその他の所得控除後の課税所得の10%を上限とします。

- 教育機関、公的医療施設、宗教施設、もしくは承認された慈善団体への寄附:控除を受けるためには、2026年1月1日以降、あらゆる団体や慈善団体、並びに病院および教育機関（政府病院および大臣が指定した教育機関を除く）への寄附は、電子寄附システムを通じて行う必要があります。
 - 天然資源環境省が推進する気候変動対策のための地域森林プロジェクトを支援するため、2023年1月1日から2027年12月31日の間にタイ王室森林局に対して行われる電子寄附
 - 政党に対する現金の寄附または、政党の資金調達活動を支援するための現金、資産、またはその他の形態で行われる寄附(上限 10,000 バーツ)
- 以下に示している寄附については 200%控除が認められています。ただし、合計額はその他の所得控除後の課税所得の 10%を上限とします。
 - 教育省の承認を受けた教育プロジェクトの支援のための寄附（建物、コンピューター、書籍、教師等）
 - 県立病院への寄附
 - 2024年1月3日から2028年12月31日の間に行われる、公平教育基金(Equitable Education Fund)への電子寄附
 - 2023年1月1日から2025年12月31日までの間に行われる、計量システム開発基金、公衆衛生システム開発基金、科学技術開発基金、および科学研究革新基金への電子寄附
 - 2025年1月1日から2026年12月31日までの間に行われる、知識管理開発局(公共機関)への電子寄附
 - 2025年1月1日から2027年12月31日までの間に行われるタイ赤十字社または関連する 27 の団体・財団のいずれかへの慈善活動または公益事業への電子寄附

現行の個人所得税率

課税所得(パーツ)			税率(%)
0	-	150,000	-
150,001	-	300,000	5
300,001	-	500,000	10
500,001	-	750,000	15
750,001	-	1,000,000	20
1,000,001	-	2,000,000	25
2,000,001	-	5,000,000	30
5,000,001	-		35

税額控除

納税者は、源泉徴収された税額を年間の確定申告額から控除することができます。

タイに居住する納税義務者は、タイに設立された会社から支払われた配当の源泉所得税を確定申告額から控除することを選択できます。この場合、分配された利益に対して既に課された法人所得税額が配当所得に加算されます。このグロスアップされた金額は、他の所得と合算され、税額控除額が総納税額から差し引かれます。

外国で支払われた税金については、租税条約により認められている場合を除き、タイにおける税額控除は認められません。

源泉所得税

所得の支払を行う全ての者は以下の規則に従い、所得税を源泉徴収しなければなりません。

- 「課税所得」の項目で箇条書きした (1) および (2) の所得について

は、所得の支払者に対して以下の方法による源泉徴収が義務づけられています。

- 支払った所得にその年の支払回数に乗じて年間の総支払額を算定します。
- 年間総支払額から経費控除および所得控除を差し引きます。
- 個人所得税の税率表に基づき、年間の個人所得税額を算定し、
- 年間の個人所得税額をその年の支払回数で除して、一回当たりの源泉所得税額を算定します。

- 「課税所得」の項目で箇条書きした (3) および (4) の所得については、個人所得税の累進税率により源泉徴収しなければなりません。ただし、以下は例外とします。

- 利息: 15%
- 配当金: 10%
- デジタルトークンの保有から発生した利益、もしくは仮想通貨またはデジタルトークンの譲渡により発生した利益: 15%

ただし、2024年1月1日以降に受け取った利益分配または利益については、納税者が源泉徴収された税額(15%)の還付または控除を請求しないことを条件として、非課税となります。

- 2025年1月1日から2029年12月31日までの間に、暗号資産から生じたキャピタルゲインに対する個人所得税は、免除されます。ただし、当該キャピタルゲインが、合法的に認可された取引所、ブローカー、およびディーラーを通じて、仮想通貨およびデジタルトークンを含むデジタル資産の取引から生じたものである場合に限りです。
- 産業競争力強化法および投資奨励(BOI)法に基づき個人所得税免除の対象となる産業で勤務する従業員が得る課税所得には、17%の源泉徴収税率が適用されます。この税率は、2025年3月25日から2029年12月31日までの間に、東部経済回廊(EEC)の特別特区域内で事業を行う免税事業に従事する従業員にも適用されます。免税措置を受けるには、雇用契約の開始日が2025年3月25日から2025年12月31日までの間であることが条件

となります。

- 源泉徴収した税金は、課税所得の支払が行われた月の翌月 7 日までに所轄税務署 (Amphur office) へ納付しなければなりません。

会社、法人格を有するパートナーシップおよびその他の法人は、以下に示した税率に基づき課税対象所得の支払に対して源泉徴収しなければなりません。

支払項目	税率
賃貸資産(「課税所得」の項目で箇条書きした (5) の所得に該当)	5%
プロフェッショナルフィー(「課税所得」の項目で箇条書きした (6) の所得に該当)	3%
請負報酬(「課税所得」の項目で箇条書きした (7) および (8) の所得に該当)	3%
広告費用(「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当)	2%
販売促進のためのレポートまたは特典(「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当)	3%
サービス費用(一部のサービスを除き、「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当)	3%
公共交通機関を除く運送料	1%
コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金(「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当)	5%
ダイヤモンド原石、その他のカットされていない宝石(「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当)	1%
支払者が輸出者である場合の米に対する支払(「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当)	0.5%
支払者が輸出者または生産者である場合の水産業、畜産業等への支払(「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当)	1%
「課税所得」の項目で箇条書きした (2) 、(3) 、(4) 、(5) および (6) の所得のうち、非居住者への支払	15%
非居住者への配当金の支払	10%

「課税所得」の項目で箇条書きした (5)、(6)、(7) および (8) の所得が中央または地方の政府機関によって支払われ、その金額が 10,000 バーツを超える場合、支払の都度、1%が源泉徴収されます。

上記の源泉徴収税率は、2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間、事業者が e-withholding tax システムを利用して納税することを条件に以下のとおり、一時的に引き下げられました。

支払項目	軽減税率
資産の賃貸（国際貨物運送に使用される船舶の賃貸を除く）	1%（通常：5%）
コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金	1%（通常：5%）
プロフェッショナルフィー	1%（通常：3%）
請負報酬	1%（通常：3%）
サービス費用（損害保険を除く）	1%（通常：3%）
販売促進のためのリベートまたは特典	1%（通常：3%）
広告費用	1%（通常：2%）

納税者は、確定申告の際、不足額がある場合には追加納税し、過大に源泉徴収された場合には還付申請をすることができます。還付請求は、申告納付期限（または源泉徴収された年の翌年 3 月 31 日）から 3 年以内に、歳入局へ行わなければなりません。

申告・納税

タイでは、納税義務者に対して自己申告制度が採用されています。納税者は所定の申告書に課税年度（暦年）の所得に対する所得税を記入し、期限内に確定申告および納税しなければなりません。

以下の個人は、納税額の有無に係わらず、前年度の所得について個人所得税の確定申告書を提出する義務があります。

- 配偶者がなく、所得が 60,000 バーツを超える者

- 配偶者がなく、給与所得(「課税所得」)の項目で箇条書きした(1)の所得に該当)が 120,000 バーツを超える者
- 配偶者があり、所得が 120,000 バーツを超える者
- 配偶者があり、給与所得(「課税所得」)の項目で箇条書きした(1)の所得に該当)が 220,000 バーツを超える者

夫婦は、別々に所得を申告するか、合算申告をするかを選択することが可能です。

個人所得税の課税年度は、1月1日から12月31日までの暦年です。納税者は、書面申告の場合は翌年の3月31日までに提出し、オンライン申告の場合は、翌年4月8日までに申告書を提出しなければなりません。ただし、資産の賃貸、自由業(医術、法律、エンジニアリング、建築、会計および美術)、請負業務、商業および工業から所得を得ている納税者については、6月30日までの半年間の所得について9月30日までに中間申告しなければなりません。中間申告による納税額は、確定申告時に計算された年間納税額から控除できます。

加算税および延滞税

不正確な申告(過少申告)をした場合、または、申告を怠った(無申告)場合は、加算税を課せられます。加算税は、過少申告の場合、未納付額の100%、無申告の場合、未納付額の200%です。納税者の文書による加算税の減額申請に基づき、当該納税義務者に脱税の意図がなく、税務調査に協力的であると査定官吏が判断した場合、加算税額が50%減額されることもあります。

納税期限までに納税しなかった場合、月あたり未納付額の1.5%の延滞税が適用されます。延滞税の上限は、未納付額と同額です。

税務調査および査定

歳入局は、最長2年前まで遡って書類や記録を徴求し、税務調査を行う権限があります。ただし、脱税の証拠がある場合、脱税の意図についての確たる証拠がある場合、あるいは、還付申請に対処するため必要と認

められる場合、歳入局は 5 年前まで調査権限を延長することができます。

しかしながら、民商法典上、税務当局は最高 10 年前まで査定する権限を有します。

不服申立の手続き

納税者は、税務当局の賦課決定に不服のある場合、以下の手続きを行うことができます。

1. 査定通知書 (Assessment Notice) を受け取った日から 30 日以内に不服申立委員会 (Board of Appeal) へ不服を申し立てることができます。
2. 不服申立委員会の決定に同意できない場合、その決定通知を受け取った日から 30 日以内に租税裁判所へ不服を申し立てることができます。
3. 租税裁判所の判決に対しては、30 日以内に特別控訴裁判所への控訴が必要となります。
4. 案件が極めて重大と考えられ、かつ最高裁判所が承認した場合には、さらに最高裁判所に上告が認められる場合があります。

不服申立により、税金の支払が留保されることはなく、歳入局長官によって許可された場合を除き、税金の支払が法定期限内に履行されなければ未納であるとみなされます。最終の決定通知を受け取った日から 30 日以内に税金を支払わなければなりません。

法人税

法人税

居住者の認定

法人の居住地は、設立の場所により決定されます。タイの法律の下で設立された会社は、内国法人とみなされます。タイの税法上、経営・管理の概念は、法律で明確に定義されていません。タイに設立された法人は、全世界の所得に対してタイで税金を課せられます。

納税義務者

- 会社および法人格を有するパートナーシップ
- ジョイントベンチャー／財団および協会
- タイの法律または外国の法律に基づき法人として設立された投資信託
- 外国の法律に基づいて設立された法人で
 - タイで事業活動している場合(例:支店)
 - タイで事業活動はしていないが、タイ国内で、またはタイから特定の収益を得ている場合
- 外国政府の機関および外国の法律に基づいて組織された法人で、タイで事業活動している場合

課税所得

- タイで設立された会社および法人格を有するパートナーシップは、タイ国内および国外を源泉とする利益に対して法人税(Corporate Income Tax)が課されます。
- 外国の法律に基づいて設立された会社がタイで事業活動している場合(支店等)、タイでの事業活動により得られた利益および本国へ送金される税引き後の利益に対して法人税が課されます。

「タイで事業活動している」という文言は適用範囲が広く、従業員や

代表者、仲介者が存在することによって外国企業がタイで所得を得ている場合も該当します。

- 外国の法律に基づいて設立された会社は、タイで事業活動していない場合も、租税条約による免税措置のない限り、タイで得た以下のような所得に対して源泉所得税を課せられます。以下は、そのうちの数例です。
 - 仲介料
 - サービス報酬
 - 使用料(ロイヤルティ)
 - 利息、配当、キャピタルゲイン
 - 資産の賃貸料

総収入に対する課税

財団、協会、国際輸送事業を行う外国企業、および特定の投資信託は、その総収入に対して法人税が課されます。

財団および協会については、登録料、入会金および寄附金を除く総収入に対して 10%の法人税が課されます。ただし、財団および協会の総収入が前述の「個人所得税 - 課税所得」の項目で箇条書きした (8) に該当する所得である場合、2%の軽減税率が適用されます。

タイで事業活動している外国航空会社および海運会社は、以下の法人税が課されます。

- 旅客輸送: タイ国内で徴収される航空運賃、乗船料およびその他収入(各種控除前)に対して 3%
- 貨物輸送: タイ国内または国外で徴収される貨物運送料、用船料およびその他収入(各種控除前)に対して 3%

証券取引法に基づき設立された投資信託は、利息と割引料の総収入に対し 15%の法人税が課されます。ただし、以下の場合は対象外です。

- 退職投資信託(RMF)
- 社会保障基金、国民貯蓄基金、政府年金基金、退職積立金、およ

び RMF へのユニット販売を目的として設立された投資信託

キャピタルゲイン

タイ国ではキャピタルゲインに関する特別な規則はありません。一般的には、以下のとおりです。

- 会社が得たキャピタルゲインは、税務上、通常の収益として取り扱われます。
- タイで事業活動を行っていない外国の会社がタイにおける投資の売却により得たキャピタルゲインは、租税条約による免税措置のない限り、その投資の購入者によって 15% が源泉徴収されます。
- 非居住者が国債の売却により得たキャピタルゲインについても、租税条約による減免措置のない限り、15% が源泉徴収されます。

非課税所得

- 以下の所得は、法人税が免除されます。
 - タイ証券取引所に上場している会社が、他のタイの会社から受取った配当金。ただし、当該株式を配当金受領前 3 カ月間および受領後 3 ケ月間以上保有していることが条件となります。
 - 非上場会社が他のタイの会社から受取った配当金。ただし、配当金を受取る会社が、議決権を有する株式の 25% 以上を保有しており、直接的または間接的な株式の相互保有がなく、かつ、当該株式を配当金受領前 3 カ月間および受領後 3 カ月間以上保有していることが条件になります。なお、当該株式を上記期間保有していても、25% 以上の株式保有および相互保有の要件を満たさない場合には、配当金の半額のみが非課税となります。

合併または全部事業譲渡 (EBT) があつた場合、新設会社ま

たは存続会社は、上記の 3 か月間期間を計算する際に、合併または EBT の一部であった前身会社の所有期間を含めることができます。

- タイの会社が海外投資から受取った配当金は、以下の要件を満たす場合、非課税となります。
 - 当該配当金受領前少なくとも 6 カ月間にわたり配当する会社の議決権を 25%以上保有している場合。
 - 配当する会社が所在する国において、当該配当金が 15%以上の法人税が課された純利益から支払われた場合。

ただし、所在地国における「特別法」により、純利益に対する軽減税率の適用や法人税が免除されている場合にも、配当を受領した会社は法人税の免除を受けられる可能性があります。

- タイの会社またはタイで事業を行う外国の会社が法人格のないジョイントベンチャーから受け取る配当金または利益の分配。
- 外国政府が特別法に基づいて設立し、全額出資する外国政府の金融機関が受け取る外貨建て融資の利子。
- タイで事業活動していない外国企業が受け取るタイ国債、タイ中央銀行の債券、金融機関開発基金の債券の利息。
- タイ法人および非タイ法人の投資家が受け取る確定利付き投資信託からの利益分配金。
- タイ企業が法人として設立したその他の投資信託（不動産ファンドを除く）への投資から生じる利益分配金（上場会社は 100%、非上場会社は 50%免除）。ただし、タイの会社が利益分配金の分配前および分配後 3 カ月間、当該投資信託ユニットを保有していることが条件となります。

- タイ企業およびタイで事業を行う外国企業が、確定利付き投資信託の投資信託ユニットを売却して得たキャピタルゲイン。ただし、非課税所得にかかる投資コストおよび関連費用が損金算入されないことを条件とする。
- 以下の納税者は、法人税が免除されます。
 - 投資奨励法および特定産業競争力強化法に基づきタイ投資委員会(BOI)により一定期間の免税恩典を与えられた会社
 - 特定の財団および組織
 - 相互条約を取り交わした外国の公的組織および外交組織
- 証券取引委員会(SEC)は、証券化プロジェクトに関与する特別目的事業体(SPV)に対して、税務上の免除を認める場合があります。ただし、債務および経費の決済のための資金流入の運用および配分はSECが承認した計画に厳密に従わなければなりません。また、SPV株主への配当は、全ての残存資産と利益が証券化プロジェクトの原資産の所有者に返還されてSPVが解散するまで支払うことはできません。

税率

- 一般的な法人税率は20%が適用されます。
- 中小企業(SME)に対しては以下の税率が適用されます。

純利益(パーツ)		法人税率(%)
0	- 300,000	-
300,001	- 3,000,000	15
3,000,001	-	20

中小企業が軽減税率を受けるには以下の条件を満たさなければなりません。

- 会計年度末において払込資本金が 500 万バーツ以下であること
- 「商品の販売およびサービスの提供」による収入が 3,000 万バーツ以下であること

支店所得

外国の会社の支店は、タイ国内で得た利益に対してのみ通常の法人税率で法人税を納付します。支店利益を海外本社に送金する場合、10%の税率で追加課税されます。

機能通貨

会社は歳入局長官に対して、外貨建の通貨を機能通貨として使用する旨の通知をする事を条件として、純利益、納税額の計算を含む全ての会計帳簿と会計記録を、外貨建の機能通貨によって記録することができます。

機能通貨を使用または変更する場合、機能通貨を使用または変更する会計期間の直前の会計期間の末日における財務諸表のすべての通貨、資産、負債およびその他の項目(前期繰越残高)を、新しい機能通貨に換算しなければなりません。当該換算は、認められた会計規則に従い、公認監査人による監査および証明を受けなければなりません。

会計期間中の為替差損益の計算は、以下の換算方法が適用されます。

- 会計期間中に、受領または支払がなされた通貨、資産または負債は、その受領日または支払日における市場レートを使用して、機能通貨に換算する必要があります。
- 会計期間の末日において、未決済の通貨、資産および負債は、以下のいずれかを使用して、機能通貨に換算する必要があります。
 - 仲値レート
 - タイ中央銀行により算出された各商業銀行の平均買いレートまたは平均売りレート

機能通貨の変更または上記為替レートの換算方法を変更する場合には、歳入局長官の事前承認が必要です。機能通貨の変更、または、機能通貨で計上されている未払税金を支払のためにタイバーツに換算することにより生じる為替差損益は、税務上考慮されません。

税金の更正、加算税、延滞税および還付金は承認を受けた機能通貨建てで通達されます。ただし、納税および還付は、タイバーツで行われます。その際、タイ中央銀行が納税日または還付が認可された日の直前の最終営業日に公表する仲値レートを使用して換算します。

純利益の計算

純利益は、発生主義に基づいて計算しなければなりません。いくつかの例外を除き、一般的に公正妥当と認められる会計慣行にしたがって計算します。

所得控除

- 歳入法典に別途定めがない限り、利益獲得または事業活動のために生じた全ての費用を所得から控除できます。
- 利益獲得あるいは事業活動のために支出したロイヤルティ、マネジメントフィーおよび利息費用は合理的な金額に限り所得控除ができます。
- 以下の団体に対する寄附金は、純利益の 2%を限度として所得控除ができます。
 - 教育、スポーツもしくは公益の振興を目的とする認定された慈善団体(教育のための技術開発教育基金を含む)、および適格な社会的企業への寄附:2026年1月1日以降、所得控除の対象となるためには、あらゆる団体や慈善団体、病院および教育機関(大臣が指定した政府病院および教育機関を除く)への寄附は、電子寄附システムを通じて行う必要があります。

- 2023年1月1日から2027年12月31日までの間に王立森林局の気候変動対策のための地域森林プロジェクトに対して行う電子寄附を通じた現金による寄附は所得控除対象となります。
- 政党への寄附金は、50,000 パーツを上限として所得控除ができません。
- 以下の項目については 100%の追加所得控除の対象となります。
 - 社内図書館用の書籍または電子機器の購入費用(上限50,000 パーツ)。
 - 認可された教育機関または研修機関、あるいは社内研修プログラムにおける従業員研修費用。
 - 退職した元従業員または労働局に登録された60歳以上の個人に支払われる賃金。追加所得控除の対象となる費用は1人あたり月額15,000 パーツを超えない範囲に限られます。月額15,000 パーツを超えて支払われる従業員の賃金は控除の対象となりません。
 - タイ国内で研究開発(R&D)が行われることを条件に、政府機関または歳入局長官が承認した民間企業に委託して行う、技術およびイノベーションに関する研究開発費用。
 - 2023年1月1日から2025年12月31日の間に支払われた以下の資産に関する費用または投資。
 - 電子文書作成・受領システム、コンピューターソフトウェア、電子証明書保存機器、コンピューター、またはコンピューターと併用して事業用のe-タックスインボイスまたはe-タックスレシートを作成、送付、受領または保管するその他機器。

ただし、上記の恩典は、電子情報を作成および送信する

サービスプロバイダー、または販売用もしくはサービス提供用を問わずコンピューターソフトウェアの開発者には適用されません。

- 納税システム、コンピューターソフトウェア、電子証明書保管機器、コンピューター、またはコンピューターと併用して税金を納税する目的で使用されるその他機器。

上記恩典は、e-withholding tax システムを利用して歳入局に法人税、源泉徴収税、付加価値税(VAT)の納税義務がある法人、および納税を行うサービスプロバイダーが利用できます。

- 電子情報の作成および送信を行うサービスプロバイダーへの費用、電子証明書の発行費用、およびクラウド保管サービスの利用費用。なお上記は、事業のための e-タックス・インボイスまたは e-タックスレシートの作成、送付、受領または保管に関するものになります。
- 納税を行うサービスプロバイダーへの費用、電子証明書の発行費用、およびクラウド保管サービスの利用費用。これらは、事業における e-withholding tax システムの納付方法の利用のために支払われる費用になります。

- 以下の費用および寄附金は、慈善事業、公益事業、教育またはスポーツへの寄附金控除前の純利益の 10%を上限として、通常の所得控除に加えて、100%の追加所得控除の対象となります。
 - 教育省の承認を受けたプロジェクトに基づく教育プログラムの支援のための費用(建物、コンピューター、書籍、教師等)
 - 学習および娯楽活動の支援するために支払われた費用(無料で一般に開放されている子供の遊び場、公園、または私有の運動施設の建設や維持のための費用)
 - 読書促進のための書籍や電子機器の提供を目的とした、公立または私立の教育機関への現金または資産による寄附

- 安全で創造的なメディア開発基金、ならびに芸術、文化、公文書、考古学に関連するファンドへの寄附
- 正義基金 (Justice Fund) への寄附
- 県立病院への寄附
- 以下の費用および寄附金は、慈善事業、公益事業、教育またはスポーツへの寄附金控除前の純利益の 10%を上限として、通常の所得控除に加えて、200%の追加所得控除の対象となります。
 - 2024 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日の間に公平教育基金 (Equitable Education Fund) への現金または資産による電子寄附
 - 2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間に、計量システム開発基金、公衆衛生システム開発基金、化学技術開発基金、およびタイ化学研究革新基金への現金による電子寄附
 - 2025 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの間に、知識管理・開発機構 (公的機関) への現金または資産による電子寄附
 - 2025 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に、タイ赤十字社または医療・公衆衛生関連の財団への現金または資産による電子寄附
- 特定産業競争力強化を目的とした法律に基づき、対象産業の事業を行う法人は、雇用契約に明記された科学、技術、工学、数学分野も高度な技能を有する従業員に支払われる給与については、通常の所得控除に加えて、50%の追加所得控除を受けることができません。
- 特定産業競争力強化法およびタイ投資奨励法 (BOI) に基づき、法人税の免除対象となる重点産業の事業を行う法人、および東部経

済回廊(EEC)の経済特区で免税措置を受けている事業は、雇用契約に基づき一定の要件を満たす人材に支払われる給与について、150%の所得控除を受けることができます。本措置の適用期間は、2025年3月25日から2029年12月31日までです。本優遇措置の適用を受けるには、雇用契約が2025年3月25日から2025年12月31日までの間に開始されている必要があります。

- 二次観光県におけるセミナー費用については200%の控除、その他の地域または隣接地域におけるセミナー費用については150%の控除が適用されます。対象となる費用には、セミナー会場費、宿泊費、交通費および関連サービス費用が含まれ、以下のいずれかの期間に発生したものにのみ適用されます。
 - (1) 2024年5月1日から2024年11月30日までの間、または
 - (2) 2025年10月29日から2025年12月15日までの間。

なお、これらの費用は、VAT登録事業者に支払われたものであり、認定されたe-タックスインボイスが証憑として提出されている必要があります。

- タイ国内で製造または組立された大型電気自動車(EV)への投資については、100%の追加控除が適用されます。また、完成車として輸入された大型電気自動車については、50%の追加控除が認められています。本措置は、2025年3月27日から2025年12月31日までの間に発生した費用にのみ適用されます。
- 歳入局長官が定める政府機関認定コースの従業員教育・研修費用に対して、150%の追加費用控除が認められます。

損金不算入項目

以下の費用については損金算入が認められません。

- 引当金や準備金への繰入額
- 基金への拠出金(ただし、登録プロビデントファンドへの拠出金を除く)

- 個人的費用および贈答品費
- 法人税
- VAT(一部を除く)
- 全ての税法に基づく罰金、加算税および延滞税
- 株主へ支払われた給与支払額のうち、合理的な金額を超える部分
- 虚偽または架空の経費
- 会社の資本、準備金、または基金への利息
- 受領者が特定できない支出
- 事業年度終了後に利益に基づいて決められる支出
- 財務省令に定められる規則、手続き、条件に準拠していない貸倒損失
- 保険または補償契約に基づいて回収可能な損害賠償金

減価償却費

減価償却費は、取得原価の一定割合について、損金算入が認められています。会社が会計上適用している減価償却率が税務上認められている償却限度率よりも低い場合、会社が適用している償却率により算出された減価償却費のみを税務上損金算入できます。償却方法としては、定額法が最も一般的ですが、級数法および 200%定率法も認められます。認められる償却限度率は、以下のとおりです。

建物:

- 耐久性のある建物 5%
- 仮設の建物 100%
- 天然資源で枯渇するもの 5%

賃借権:

- 賃貸借契約書がない場合、または、賃貸借契約書はあるが、継続的な更新を認める条項がある場合 10%
- 賃貸借契約書はあるが、更新条項のない場合、または、更新条項はあっても更新期間に制限のある場合 (注 1)

工程、製法、営業権、商標権、営業免許、特許権、著作権、その他の権利:

- 使用期間が限られていない場合 10%
- 使用期間が限られている場合 (注 2)

その他の償却資産(ただし、土地および売買目的有価証券を除く) 20%

(注 1) 100 を当初の賃借期間および更新期間の合計年数で除した百分率

(注 2) 100 を使用年数で除した百分率

特定の資産に対する特別償却

研究開発用の機械装置については、取得時に 40%で特別償却し、未償却残高を年間最大 20%の償却率で償却することが認められています。

コンピュータハードウェア・ソフトウェアについては、3 会計期間で償却することが認められています。

中小企業に適用される特別償却

土地を除く固定資産が 2 億バーツ以下、かつ従業員数が 200 人以下の会社および法人格を有するパートナーシップには以下の特別償却を適用することが認められています。

- 機械装置については、取得時に 40%で特別償却し、未償却残高を年間最大 20%の償却率で償却することが認められています。
- コンピュータハードウェア・ソフトウェアについては、取得時に 40%で特別償却し、未償却残高を 3 会計期間で償却することが認められています。
- 工場建物については、取得時に 25%で特別償却し、未償却残高を年間最大 5%の償却率で償却することが認められています。

欠損金

欠損金は、将来の利益と相殺するため 5 会計期間繰り越すことができません。欠損金の繰戻しは認められません。

欠損金は税務上それぞれの会社で計算され、連結グループ内の各社で欠損金を合算して税務申告する方法はありません。会社の株式保有の変更は、税務上の欠損金に何ら影響を及ぼしません。

国内への支払にかかる源泉所得税

会社、法人格を有するパートナーシップ、その他の法人が、他のタイの会社、法人格を有するパートナーシップ、その他の法人および支店や恒久的施設を通じてタイで事業活動している外国会社に対して所得を支払う場合、以下の税率に基づき源泉徴収しなければなりません。

- 特許権、著作権等の無形固定資産、その他の権利の使用に対するロイヤルティの支払の 3%
- 銀行および金融機関以外の内国法人に対する利息、ならびに、銀行または金融機関に対する債券利息の支払の 1%
- 配当または、登記されたパートナーシップの利益分配の支払の 10%
- 資産に対する賃借料の支払の 5%
- 商船に関する奨励法に基づく、国際貨物輸送に使用する船舶の賃借料の支払の 1%
- プロフェッショナルサービスに対するフィーの支払の 3%
- 請負報酬の支払の 3%
- 恒久的支店をもたない外国法人に対する請負報酬の支払の 5% (注記参照)
- コンテスト、競技会、抽選会、その他類似する活動の賞金の支払(「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当)の 5%
- 広告費用の支払(「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当)の 2%
- 最終消費者以外に対する販売促進のためのリベート等の支払の 3%
- 役務提供料の支払(請負報酬、公共交通機関運賃、レストランやホテルのサービス料、生命保険料を除く)の 3%
- 輸送費の支払の 1%
- 損害保険料の支払の 1%
- 未加工のダイヤモンドやその他の宝石に対する支払(支払者が最終消費者である場合を除く)の 1%
- 支払者が輸出業者である場合の米に対する支払の 0.5%
- 特定の農産物(シートゴム、キャッサバ、ジュートまたはケナフ、トウモロコシ、サトウキビ、コーヒー豆、油ヤシの種子等)に対する支払の 0.75%(購買者が輸出業者であるか、これらの農産物から生産

される製品の製造業者である場合)

- 生きているか否かに関わらず、水生動物に対する支払の 1% (支払者が輸出業者であるか、これらの水生動物から生産される製品の製造業者である場合)

注記:

恒久的支店は「恒久的施設」とは異なります。外国法人が、以下のいずれかを満たす場合には、恒久的支店を有していることとなります。

- タイ国内に事務所を有していること
- タイ国内で契約業務以外の事業を行っていること (例: 商品の購入および販売)
- タイ国内で従業員のためにプロビデントファンドを設立していること

上記の源泉徴収税率は、2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間、e-withholding tax システムを利用して納税した場合に、以下のとおり一時的に引き下げられました。

- 以下の支払に対する源泉徴収税率を 5% から 1% に引き下げます。
 - 資産の賃貸料 (国際貨物運送に使用される船舶の賃貸を除く) (「課税所得」の項目で箇条書きした (5) に基づく所得)
 - コンテスト、競技会、抽選会、その他類似の活動等の賞金 (「課税所得」の項目で箇条書きした (8) に基づく所得)
- 以下の支払に対する源泉徴収税率を 3% から 1% に引き下げます。
 - 請負や役務提供による所得 (「課税所得」の項目で箇条書きした (2) に基づく所得)
 - のれん、著作権その他の権利による所得 (「課税所得」の項目で箇条書きした (3) に基づく所得)
 - 自由専門業による所得 (「課税所得」の項目で箇条書きした (6) に基づく所得)
 - 請負業務からの所得 (「課税所得」の項目で箇条書きした (7) および (8) に基づく所得)
 - 役務の提供による所得 (広告料、損害保険料、輸送費を除く「課税所得」の項目で箇条書きした (8) に基づく所得)
 - 販売促進を目的とした賞金、割引、その他の特典による所得

(「課税所得」の項目で箇条書きした (8) に基づく所得)

- 「課税所得」の項目で箇条書きした (8) に基づく広告費用に対する源泉徴収税率は 2% から 1% に引き下げられました。

税額控除

タイの会社は、事業所得もしくは受取配当金に対して支払った外国税額を法人税額から控除することができます。ただし、外国税額控除は、所得に対して課税されるタイの税額を上限とします。

また、上記の源泉所得税や中間申告納税額も控除することが認められています。

国外への支払にかかる源泉所得税

タイ国内で事業を営まない外国の会社への収益の送金には、源泉所得税が課せられます。

所得の分類による税率:

- 仲介手数料および役務提供料	15%
- ロイヤルティ	15%
- 利子	15%
- 配当金	10%
- キャピタルゲイン	15%
- 資産の賃貸料	15%
- 自由専門業に対する報酬	15%

これらの源泉所得税は、租税条約により減額または免除される可能性があります。

租税条約

タイは複数の国と租税条約を締結しています。これらの租税条約に基づ

き適用される源泉所得税率は、以下のとおりです。

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
日本	10	0/10/15 (20)	15
アイルランド	10	10/15 (15)	5/10/15 (17)
アラブ首長国連邦	10	10/15 (1)	15
アルメニア	10	10/15 (1)	15
イスラエル	10	10/15 (1)	5/15 (18)
イタリア	10	0/10/15 (19)	5/15 (3)
インド	10	10	10
インドネシア	10	10/15 (1)	15
ウクライナ	10	0/10/15 (34)	15
ウズベキスタン	10	10/15 (1)	15
英国	10	10/15 (1)	5/15 (3)
エストニア共和国	10	10	8/10 (11)
オーストラリア	10	10/15 (1)	15
オーストリア	10	10/15 (1)	15
オランダ	10	10/15 (1)	5/15 (3)
オマーン	10	10/15 (25)	15
カナダ	10	10/15 (1)	5/15 (6)
韓国	10	10/15 (15)	5/10/15 (21)
カンボジア	10	10/15 (1)	10 (5)
キプロス	10	10/15 (8)	5/10/15 (9)
クウェート	10	10/15 (1)	15
シンガポール	10	10/15 (15)	5/8/10 (29)
スイス	10	10/15 (1)	5/10/15 (32)
スウェーデン	10	10/15 (1)	15
スペイン	10	10/15 (1)	5/8/15 (31)
スリランカ	10	10/15 (1)	15

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
スロベニア	10	10/15 (1)	10/15 (30)
セーシェル共和国	10	10/15 (1)	15
台湾	5/10 (33)	10/15 (1)	10
タジキスタン	10	10	5/10 (3)
中華人民共和国	10	10/15 (1)	15
チェコ共和国	10	10/15 (1)	5/10/15 (10)
チリ	10	10/15 (1)	10/15 (7)
デンマーク	10	10/15 (1)	5/15 (3)
ドイツ	10	0/10/15 (14)	5/15 (3)
トルコ	10	10/15 (1)	15
ニュージーランド	10	10/15 (15)	10/15 (23)
ネパール	10	10/15 (1)	15
ノルウェー	10	10/15 (1)	5/10/15 (24)
バーレーン	10	10/15 (1)	15
パキスタン	10	10/15 (1)	0/10/15 (26)
ハンガリー	10	10/15 (1)	15
バングラデシュ	10	10/15 (1)	15
フィリピン	10	10/15 (1)	15
フィンランド	10	10/15 (1)	15
フランス	10	3/10/15 (12)	0/5/15 (13)
ブルガリア	10	10/15 (1)	5/15 (4)
米 国	10	10/15 (15)	5/8/15 (35)
ベトナム	10	10/15 (1)	15
ベラルーシ共和国	10	10/15 (2)	15
ベルギー	10	10/15 (1)	5/15 (3)
ポーランド	10	10/15 (1)	0/5/15 (27)
香 港	10	10/15 (15)	5/10/15 (16)

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
マレーシア	10	10/15 (1)	15
南アフリカ	10	10/15 (1)	15
ミャンマー	10	10	5/10/15 (22)
モーリシャス	10	10/15 (1)	5/15 (4)
ラオス	10	10/15 (1)	15
ルーマニア	10	10/15 (1)	15
ルクセンブルク	10	10/15 (1)	15
ロシア	10	10/15 (28)	15

※ロイヤルティはタイの多くの租税条約において、工業、商業または学術的な設備の使用または使用の権利を含むものとされています(恒久的施設を有する場合を除き、当該所得は課税される事業所得としては扱われません)。また、「ノウハウ」の移転を含むコンサルタントや専門的業務は、事業所得ではなくロイヤルティとして取り扱われる可能性があります。

(注) 上記の表の括弧内の数字は、以下の参照番号を示しています。

- (1) 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- (2) 以下の利子には、10%の税率が適用されます。
 - 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子
 - 設備や機械、サービスの信用販売に基因する債務に対して支払われる利子
- (3) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権に支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- (4) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用されるフィルム、テープおよびディスクの使用を除く)の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- (5) 第13条に該当するテクニカルサービスにも10%の源泉徴収税が

課せられます。テクニカルサービスには管理、技術またはコンサルティングサービスが含まれます。2017年9月7日に署名された覚書の下、もしサービスが第12条(ロイヤルティ)および第13条に該当した場合は、第13条が適用されます。

- (6) 文学、演劇、音楽、もしくは美術上の著作物の著作権の製作もしくは複製に対して支払われるロイヤルティおよびそれに類似した支払(映画、およびテレビに関するロイヤルティを除く)には、5%の税率が適用されます。
- (7) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用もしくは使用する権利、または工業、商業もしくは学術上の設備の使用もしくは使用する権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (8) 以下の利子には、10%の税率が適用されます。
 - 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子
 - 工業、商業もしくは学術上の設備の信用販売に関して支払われる利子
 - あらゆる商品の信用販売に関して支払われる利子
- (9) 文学、演劇、音楽、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、ラジオまたはテレビ放送に使用される映画やフィルムおよびテープを含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
工業、商業もしくは学術上の設備の使用、ならびに、工業、商業、学術的な経験に関連する情報の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (10) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の譲渡対価に対しては、10%の税率が適用されます。
- (11) 工業、商業もしくは学術上の設備を使用する権利に対して支払われるロイヤルティには 8%の税率が適用されます。上記以外のロ

イヤルティには 10%の税率が適用されます。

- (12) 公的金融機関が参画し、法定機関または企業に供与される 4 年以上の借入またはクレジットに関する利子に対しては、3%の税率が適用されます。ただし、これらの借入またはクレジットが、設備の売却または工業、商業もしくは学術上の施設や公共事業の調査、据付、提供に関連していることを条件とします。金融機関に支払われる利子に対しては、10%の税率が適用されます。
- (13) フィルムまたはテープに関連して、締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 5%の税率が適用されます。
- (14) 他方の締結国、州、地方分権的構成体、地方自治体、地方行政機関が全額出資する金融機関に支払われる利子には 0%の税率が適用されます。具体的には、ドイツであれば「ドイツ連邦銀行」または「ドイツ復興金融公庫」、タイであれば「タイ中央銀行」がこれに含まれます。銀行および金融機関（保険会社を含む）に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (15) (a) 金融機関（保険会社を含む）に支払われる利子、および、(b) 施設、商品またはサービスの信用販売に係る債務に対して支払われる利息（独立企業間価格で行われていない場合を除く）には、10%の税率が適用されます。
- (16) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (17) 文学、美術もしくは学術上の著作物（ソフトウェア、ラジオまたはテレビ放送に使用される映画やフィルムおよびテープを含む）の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。工業、商業、学術上の設備および特許の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには

10%の税率が適用されます。

- (18) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 5%の税率が適用されます。
- (19) 他方の締結国または行政区域や地方自治体が全額出資する金融機関に支払われる利子には 0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (20) 他方の締約国が全額出資する金融機関に支払われる利子には 0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (21) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画、フィルム作品、ラジオまたはテレビ放送に関連して使用されるテープおよびその他の方法による複製物を含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 5%の税率が適用されます。また、特許権、商標権、模型、図面、機密の数式や工程の使用に対して支払われるロイヤルティには 10%の税率が適用されます。
- (22) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権には 5%の税率が適用されます。また、経営コンサルタントおよび工業、商業または学術上の経験に関する情報の対価に対しては 10%の税率が適用されます。
- (23) 以下のロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- 著作権の使用または使用権に対するロイヤルティ
 - 工業、学術上もしくは商業の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティ
 - テレビ放送用の映画フィルム、ビデオテープ、その他の録画記録、またはラジオ放送用のテープその他の録音記録の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティ
 - 衛星、ケーブル、光ファイバーまたはその他同様の技術によ

って公共に送信される視覚映像もしくは音声の受信あるいは受信する権利に対して支払われるロイヤルティ

- テレビ放送、またはラジオ放送に関する衛星、ケーブル、光ファイバーまたはその他同様の技術によって公共に送信される視覚映像もしくは音声（単独もしくは同時利用に限らず）の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティ

- (24) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。工業、商業、もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 10%の税率が適用されます。
- (25) (a) 銀行または金融機関（保険会社を含む）に支払われる利子、ならびに、(b) 政府により保証された借入または請求権に対して支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- (26) 映画フィルムまたはビデオテープに関連して、締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (27) 映画フィルムまたはビデオテープに関連して締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。ただし、テレビまたは放送に使用される映画フィルムおよびビデオテープは除かれます。
- (28) 以下の受領者に該当し支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- ロシア居住者であり、銀行業務ライセンスを保有する機関
 - タイ居住者である、金融機関（保険会社を含む）
- (29) 文学、美術もしくは学術上の著作物（映画、ラジオまたはテレビ放送に使用されるフィルム、テープを含む）の著作権の使用または使用権のロイヤルティには 5%の税率が適用されます。

特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式および工程の使用または使用権、ならびに、工業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 8%の税率が適用されます。

- (30) 文学、美術上の著作物の著作権(映画、生放送、フィルム、テープ、その他ラジオまたはテレビ放送に関連して使用される作品または複製の手段による作品を含む)の使用または使用権、ならびに、工業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (31) 文学、演劇、音楽、美術もしくは学術上の著作物の著作権(映画フィルム、ラジオまたはテレビ放送に使用されるフィルムおよびテープを除く)の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。工業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権のためのファイナンス・リースの対価として支払われるロイヤルティには、8%の税率が適用されます。
- (32) 著作権、美術上もしくは学術上の著作物(映画フィルム、ラジオまたはテレビ放送に使用されるフィルムおよびテープを除く)の譲渡、もしくは使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の譲渡に対しては、10%の税率が適用されません。
- (33) 配当金支払会社の資本を受領者が 25%以上保有する場合には、5%の税率が適用されます。
- (34) 貿易や投資を促進するために設立され、政府が所有する金融機関に対して支払われる利子に対しては 0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (35) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権(ソフトウェア、映画、ラジオまたはテレビ放送用のフィルム、テープおよびその他の複製の手段による作品を含む)の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。工業、商業も

しくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、8%の税率が適用されます。

連結納税

連結納税は、タイにおいて認められていません。

持株会社

持株会社に関する特定の規則はありません。

過少資本税制

現行の税法上では、過少資本税制もしくは所定の負債資本比率に関する特定の規則はありません。

移転価格税制

移転価格に関する条項が歳入法典に導入され、2019年1月1日以後に開始する会計年度より施行されました。本条項の導入前は、歳入局は法人税の一般規定および移転価格ガイドラインに基づき、関連者間取引のコンプライアンスを管理していました。

移転価格条項は、概ね OECD の独立企業原則に準拠しています。同税制は、関連者を定義し、移転価格情報の報告要件を定め、所定の開示義務に違反した場合の罰則を規定しています。

独立企業原則

移転価格税制は、独立企業原則を採用しています。歳入局担当官は関連者間取引価格が独立企業間価格になるように納税者の収益や費用を修正し、追徴課税、加算税、延滞税を課する権限を有します。また、移転価格の調整の結果、納税不足とされた場合には、みなし配当またはみな

し貸付利息のいずれかの形式で、二次的調整も適用されます。

移転価格調査の査定結果として、過大納付とされた場合、納税者は更正通知の受領日から 60 日以内、または税務申告書の法定申告期限から 3 年以内に還付請求をすることができます。

比較可能性フレームワーク

独立企業原則の適用は、関連者間取引(関連当事者間)と非関連者間取引(独立企業間)の条件の比較に基づきます。関連者間取引と非関連者間取引の間に、価格および利益に重大な影響を与える差異がない場合、またはそのような差異の影響を排除するための調整を行うことができる場合、関連者間取引価格は非関連者間取引価格と同等であるとみなされます。

比較可能分析を行う際に考慮すべき 5 つの比較要素は、以下のとおりです。

- (i) 契約条件
- (ii) 取引につき果たす機能、使用した資産、負担するリスク
- (iii) 取引された資産あるいは提供されたサービスの特性
- (iv) 経済状況
- (v) 事業戦略

移転価格算定方法

独立企業間価格の算定方法として、歳入局は以下の 5 つの方法を採用しています。

- 独立価格比準法
- 再販売価格基準法
- 原価基準法
- 取引単位営業利益法
- 利益分割法

その他の移転価格算定方法は、歳入局が採用する上記 5 つの移転価格算定方法が不適切であることを証明できた場合にのみ使用できます。この場合、納税者は当該方法を採用する事業年度内に、歳入局長に書

面による通知を行う必要があります。また、要請に応じて補足資料を提示できるようにしておく必要があります。

ベンチマーキング分析

ベンチマーキング分析を行う際、内部比較対象取引（納税者が非関連者に対して行う関連者間取引と類似する取引）は、外部比較対象取引（独立企業間における関連者間取引と類似する取引）に優先して検討しなければなりません。

また、移転価格規定の細則では、外部の比較対象企業を用いてベンチマーキングを行う際に、タイ国内および国外のデータソースの使用を認めています。しかし、タイ国外の比較対象企業が許容される場合には、更なるガイダンスが公表される見込みです。

関連者の定義

法人および法人格を有するパートナーシップが関連者とみなされるのは、以下の場合です。

- 一方の法人が他方の法人の発行済株式等の 50%以上を直接または間接に保有する場合
- 二つの法人が同一の者によって両法人の発行済株式等の 50%以上の株式を直接または間接に保有する場合
- 省令に基づき一方の法人が他方の法人と資本、経営の関係を有する場合、または支配をすることで、他方の法人から独立して事業活動を行うことができない場合

移転価格文書の情報開示要件

年間総収入が 2 億バーツ以上の会社は移転価格に関する報告義務があります。移転価格の情報開示は以下 2 つの段階に分けられます。

1. 部分開示 — 納税者は移転価格開示フォームの記入を行い、法人税確定申告のタイミングで歳入局にオンラインで提出しなければなりません。
2. 完全開示 — 納税者は移転価格文書を作成し、開示フォームの提

出後 5 年間保管のうえ、要請に応じて提出できるようにしておく必要があります。

移転価格の情報開示要件は、2021 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度より適用されています。文書化は、ローカルファイルに焦点を当てており、OECD 移転価格基準に概ね準拠しています。

なお、不完全または不正確な情報の開示により、移転価格文書の報告要件を満たさない納税者には、情報開示の各段階で最大 200,000 バーツの罰金が科される場合があります。

国別報告事項(CbCR)

国別報告事項(Country-by-Country Report、以下「CbCR」)が、2021 年 1 月 1 日以後に開始した事業年度より適用されました。

年間連結総収入が 280 億バーツ以上である以下の事業体は、CbCR を作成し、オンラインで歳入局に提出しなければなりません。

1. タイに本店所在を置く多国籍企業(Multinational Enterprise、以下「MNE」)グループの最終親会社(Ultimate parent entity、以下「UPE」)
 2. 以下のいずれかに該当するタイで事業活動を行う外国企業
 - UPE の法施行地において CbCR の提出義務がない
 - タイと UPE の法施行地との間で有効な適格当局間合意が存在しない
 - システム上の問題により、CbCR の情報交換ができない
- 一定の要件を条件に、外国企業がタイの事業体を代理親会社として指名することができます。

タイに本店所在を置く多国籍企業グループの UPE は、事業年度末から 12 カ月以内に CbCR を提出する必要があります。一方、現地の提出要件が適用される外国企業の場合には、歳入局の要請から 60 日以内に CbCR を提出する必要があります。

期日までに CbCR を提出しない場合には、最大 2,000 バーツの罰金が科される可能性があります。

2022年12月9日、タイ政府はCbCRの自動的な情報交換を可能とする多国間協定(CbC MCAA)に調印しました。CbCRの情報交換が有効化されている法域に所在する企業は、現地におけるCbCRの提出が免除されます。

CbCRの提出義務を負う多国籍企業のタイにおける代表事業体は、事業年度末から12カ月以内に、タイのCbCRポータルサイトを通じて、CbCRの提出場所を歳入局に通知することが義務付けられています。

事前確認制度(APAs)

タイでは二国間事前確認制度(Bilateral Advance Pricing Arrangement)が認められており、通常、対象期間は5事業年度です。二国間APAに関するロールバック(遡及適用)申請は、ロールバック対象期間における条件がAPA申請の対象期間と同一である場合に認められます。

タイで設立された法人およびパートナーシップで、タイと租税条約を締結している国の関連者間取引を有するものがAPA申請を行うことができません。

今後見込まれる移転価格の細則

以下の項目に関する追加のガイダンスを提供されることが見込まれます。

- 関連者の定義(上記第3項)における「関係」および「支配」の解釈
- ベンチマーキング分析におけるタイ国外の比較対象企業の使用

BEPS 防止措置実施条約(The Multilateral Instrument: MLI)

2022年2月9日、タイ政府はBEPS防止措置条約(the Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting、以下「MLI」)に署名しました。タイは、2017年よりOECDのBEPSの包括的枠組みメンバーとなり、以下の4つのミニマムスタンダードを含む包括的なBEPSパッケージの実施を確約しました。

- 行動計画 5: 有害税制への対抗
- 行動計画 6: 租税条約の濫用防止
- 行動計画 13: 多国籍企業の企業情報の文書化
- 行動計画 14: 相互協議の効果的実施

財務省はタイに適用する条項として、以下を選択しました。

- 第 5 条: 二重課税除去のための規定
- 第 6 条: 租税条約の誤用を防ぐため、前文の文言修正に関する規定
- 第 7 条: 取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認に関する規定
- 第 12 条: 問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定
- 第 13 条: 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定
- 第 14 条: 契約の分割による恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定
- 第 15 条: 企業と密接に関連する者の定義に関する規定
- 第 16 条および第 17 条: 相互協定手続および対応的調整に関する条項の文言を OECD モデル租税条約(2017 年)に準拠するよう改訂

現在、タイは世界 61 カ国・地域との間で租税条約を締結しています。そのうち 58 カ国・地域に係る租税条約がタイの批准書において「対象租税協定」として指定されており、うち 43 カ国・地域に係る租税条約が相手国・地域のものとして「合致」しています。この「対象租税協定」には、オーストラリア、中国、香港、アイルランド、英国、米国との租税条約が含まれます。オランダ、ノルウェー、台湾との租税条約は含まれていません。

申告・納税

タイは、申告納税制度を採用しています。法人は、法定申告期限までに税務申告書を作成および提出し、それと同時に納税する必要があります。

法人の事業年度は、会計期間と同じで、12カ月間でなければなりません。

ただし、設立初年度、清算事業年度、あるいは歳入局および商務省事業開発局から事業年度の変更について承認を受けた場合は、例外が認められています。

法人税は、年2回納付します。法人税の中間申告書は、上半期末から2カ月以内に提出しなければなりません。中間納付額は、年間予想利益の2分の1に基づいて納付額を算定します。ただし、上場企業、銀行、その他特定の金融機関は上半期の実際利益に基づいて中間納付額を算定します。年間確定申告書は、事業年度終了後150日以内に提出しなければなりません。その際、中間納付額は確定税額から控除されます。

加算税、延滞税および不服申立の手続

法人税の申告・納付を怠った納税者は、前述の個人所得税の章で記載されているものと同様の加算税および延滞税が科されます。不服申立の手続も個人所得税の章で記載した手続と同様となります。

グローバル・ミニマム課税 制度(ピラー2)

グローバル・ミニマム課税制度(ピラー2)

グローバル・ミニマム課税制度(ピラー2)

2021年12月14日、OECD/G20のBEPS包摂的枠組みは、グローバル税源浸食防止(GloBE: Global Anti-Base Erosion)ルール(一般的に“ピラー2”ルールと呼ばれる)を公表しました。このルールは、大規模な多国籍企業がそれぞれ事業活動を行う国・地域で、最低15%の税金を支払うことを確実にするための協力的な課税制度として創設されました。

各国の政府は、2024年1月1日から施行されたピラー2を、複数の国で国内法として制定しています。ただし、規則の複雑性と継続的な改正により、適用対象となる多国籍企業にとって影響の評価と規則の遵守のために、いくつかの実務的な課題が生じています。

タイにおけるピラー2の導入

2024年12月26日、タイのグローバル・ミニマム課税ルールに基づく「トップアップ税に関する緊急勅令 B.E.2567(2024年)」(以下、「勅令」)が官報に正式に公布されました。本勅令は、2025年1月1日以降に開始する会計年度から適用されます。

なお、本勅令は財務省の管轄下にあり、歳入局によって施行されるものの、タイの歳入法典とは独立して運用されます。

本勅令法案の主な構成要素は以下のとおりです。

適用範囲

本勅令は、直前の4会計年度のうち少なくとも2会計年度におけるタイパーツ建ての連結売上高が7億5,000万ユーロ相当以上となる多国籍企業グループに所属しているタイの事業体に対して適用されます。

GloBE ルールと同様に、本勅令は、政府機関、国際機関、非営利団体、年金基金、最終親会社である投資ファンド、およびその他法令で定める特定の法人は適用の対象外となります。

課税メカニズム

本勅令では、OECD の GloBE ルールに基づくガイダンスに準拠しています。また、本規則の課税対象となる納税者には、以下の 3 つの課税メカニズムが適用されます。

(i) 国内トップアップ税 (DTT)

DTT は、タイにおける実効税率 (ETR) が 15% 未満の場合に、多国籍企業グループに所属するタイの構成事業体に対してトップアップ税を課すものです。

(ii) 所得合算ルール (IIR)

最終親会社 (UPE)、部分所有親会社 (POPE)、および中間親会社 (IPE) であるタイの構成事業体は、所有する外国の構成事業体について、それぞれの外国・地域の実効税率 (ETR) が 15% 未満である場合に、トップアップ税を課すものです。

(iii) 軽課税所得ルール (UTPR)

タイの構成事業体は、適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT) または適格 IIR によって徴収されなかったトップアップ税を有し、その一部がタイに割り当てられている場合に、トップアップ税が課されます。

トップアップ税の計算

本勅令で提示されているトップアップ税の計算メカニズムは、GloBE ルールに準拠しています。しかし、純 GloBE 所得または損失および調整対象税額を決定するための詳細な調整方法は明記されていません。これらは追加の省令で補足される予定です。

当該の国・地域のトップアップ税は、以下の計算式に基づいて算出されます。

$$\text{「国・地域のトップアップ税」} = (A \times B) + C - D$$

(A)は国・地域の超過利益であり、これは純 GloBE 所得から国・地域の実質ベースの所得除外額を差し引いて決定されます。

(B)はトップアップ税率であり、これは国・地域の実効税率(ETR)と最低税率 15%との差額です。

(C)は特定の状況下で定義される追加的なトップアップ税額です。

(D)はその国・地域の適格国内ミニマムトップアップ税(QDMTT)に基づき支払われた国内トップアップ税です。

申告・納税

タイは自己による申告納税方式を採用しているため、本勅令の適用対象となる納税者は、最終親会社(UPE)の会計期間に基づき、会計年度終了後 15 カ月以内に以下の申告書を歳入局に提出する必要があります。

- (1) 通知書:適用対象となるタイの構成事業体が所属する多国籍企業グループ、GloBE 情報申告書の提出責任を持つ構成事業体、ならびに最終親会社およびそれらの構成事業体が所在する国・地域を報告する必要があります。
- (2) GloBE 情報申告書:タイの事業体が、所属する当該グループのGloBE 情報申告書の提出責任を持つ構成事業体である場合のみ、提出が求められます。
- (3) トップアップ税の申告書および納付:トップアップ税の申告書は、対応するトップアップ税の納付と合わせて提出しなければなりません。

本勅令の適用対象に当該多国籍企業グループが初めて該当する会計年度については、最終親会社(UPE)の会計期間に基づき、提出期限が会計年度末から 18 カ月後に延長されます。

加算税および延滞税

GloBE 情報申告書またはトップアップ税申告書の内容を誤って提出した納税者は、不足税額に対して 100% の加算税を課されます。Globe 情報申告書および／またはトップアップ税申告書の申告を怠った場合には、納税者は不足税額に対して 200% の加算税を課されます。

さらに、国内の法人税法に準じて、納付の遅延や納付の不足があった場合には、月あたり 1.5% の延滞税が課されます。

加算税は大臣の承認により減額または免除されることがあり、延滞税についても、歳入局長が定める手続および基準に準拠することを前提に、月あたり 0.75% まで軽減される場合があります。

還付請求

支払超過分のトップアップ税の還付を請求できる期間は、各税務申告書の提出期限から 3 年間です。

除斥期間

納税者による誤った申告、あるいは無申告の場合には、歳入局はトップアップ税申告書または GloBE 情報申告書を提出した日、もしくは提出期限から 5 年以内に、納税者に対して質問への回答を求める召喚状を発行できます。なお、当該期間はさらに 2 年間延長することが可能です。

トップアップ税の除斥期間は申告日から 10 年です。

付加価値税(VAT)

付加価値税(VAT)

税制の概要

付加価値税(Value Added Tax、以下「VAT」)は、タイ国内で VAT 登録事業者が行う物品の供給やサービスの提供、およびタイへの物品の輸入に対して課される非累積的で広範な消費税です。

タイ国内取引において、VAT は販売した物品および提供したサービスの合計価額を基準に計算されます。サービスはその消費地に関係なく、タイ国内で提供された場合または国外で提供されたサービスがタイ国内で消費された場合には、税法上、タイ国内でサービスが提供されたとみなされます。原則として、VAT 登録事業者は、事業に関する物品やサービスの購入で生じたインプット VAT をアウトプット VAT から控除できます。

納税義務者

一般的に、個別に免除されていない限り、タイで事業を行う全ての者は、自然人、団体、パートナーシップ、会社、その他の法人など、事業がいかなる形態で行われているかにかかわらず、VAT を支払う義務があります。具体的な VAT の納税義務者として、以下が挙げられます。

- 製造業者、輸入業者、卸売業者、小売業者、その他事業活動または専門活動において商品を販売する者
- サービスを提供する者
- タイにおけるタイ非居住者の代理人で、事業活動として物品の販売やサービスの提供をする者

登録

年間売上が 180 万バーツを超える事業者は、VAT 登録事業者として税務当局に登録しなければなりません。VAT 登録事業者のみ、アウトプット VAT からインプット VAT を控除することができ、またインプット VAT の

還付を請求することができます。

非課税項目

以下の者および事業活動は、VAT が非課税となります。

- 年間売上が 180 万バーツ以下の納税義務者
 - 未加工の農産物の販売
 - 農業に関連する物品または製品の販売(肥料、動物用飼料、農薬等)
 - 新聞、雑誌および教科書の販売
 - 動物の販売(生死を問わない)
- (上記のすべてに下記「注 1」が適用されます)
- 教育サービス(公立および私立学校を含む)
 - 芸術および文化サービス
 - 医療、監査および法廷弁護サービス
 - ヘルスケアサービス(公立および私立の病院や診療所を含む)
 - 研究および技術サービス
 - 図書館、博物館、動物園およびアマチュア・スポーツ
 - 芸能サービス
 - 国内輸送サービス(注 2)
 - 国際陸上輸送サービス
 - 不動産の賃貸
 - 政府機関および地方公共団体のサービス(経費控除前の収益全額を政府に納付するもの)
 - 宗教活動および慈善活動
 - 関税法により輸入関税が免除される関税フリーゾーン(DFZ)へ持ち込まれる輸入品
 - 関税法第 4 章により輸入関税が免除されている物品
 - 税関で差し押さえられ、国外へ返送される輸入品

注記:

(注 1) 該当する事業は VAT 登録をすることができます。

(注 2) タイ国内での航空機や船舶による国内輸送事業またはパイプラインによる燃料油輸送を行う事業者は VAT 事業者として登録をする

ことができます。船舶による国内輸送事業には、タイ国内の海上輸送と河川輸送が含まれます。

税率

- VATの標準税率は10%ですが、政府は減税する権限を有しています。現在の税率は7%に軽減されており、2026年9月30日までは有効です。
- 以下の項目には、0%の税率が適用されます。
 - 輸出品
 - タイ国内で提供され、その全部または一部が国外で使用されるサービス
 - 航空機または船舶による国際輸送
 - 海外援助プログラムに基づく、政府機関および国営企業への商品およびサービスの販売
 - 国際連合またはその専門機関、ならびに大使館および領事館への商品およびサービスの販売
 - 保税倉庫間、関税フリーゾーン内に所在する企業間、あるいは保税倉庫と関税フリーゾーンに所在する企業間の商品およびサービスの販売

税額計算

VAT登録事業者は、物品の販売あるいはサービスの提供に対してVATを課税する必要があります。これはアウトプットVATと呼ばれています。一方、物品やサービスを購入した際に支払うVATは、インプットVATと呼ばれています。納税額の計算に際して、インプットVATはアウトプットVATより控除できます。納税額は以下の通り算定されます。

「VAT納税額」= アウトプットVAT - インプットVAT

アウトプットVATがインプットVATを超える場合、その差額を歳入局へ納付しなければなりません。逆に、インプットVATがアウトプットVATを超える場合、超過分は還付申請あるいは翌月以降のアウトプットVATから

の控除を選択することができます。

VAT のリバースチャージ

国外事業者がタイ国内で商品やサービスを提供する場合、あるいは国外で提供されたサービスがタイ国内で使用される場合、タイ国内の支払者が、VAT を納付する必要があります。当該 VAT は、支払を行った月の翌月の 7 日までに VAT を納税しなければなりません。リバースチャージ方式により納付された VAT は、インプット VAT とみなされ、その他のインプット VAT と同様に、アウトプット VAT から控除することができます。

タックス・インボイス

VAT 登録事業者は、物品またはサービスの売上金額と VAT の金額を記載したタックス・インボイスを発行しなければなりません。タックス・インボイスは、法律に従い、全ての必要項目が記載されなければなりません。記載内容が不十分であったり、不正確であったりした場合、支払ったインプット VAT を控除または還付できない場合があります。

海外のデジタルサービスプロバイダー

タイ非居住者である電子サービスプロバイダーおよびプラットフォーム運営者が、タイ国内の VAT 未登録顧客から年間 180 万バーツを超える収入を得ている場合は、歳入局のオンラインシステムを通じて、VAT 登録を行い、VAT 申告書を提出し、VAT (インプット VAT を控除せずに) を支払う必要があります。上記納税者は、タックス・インボイスの発行と VAT 報告書の作成および保存の必要はありません。

電子サービスとは、インターネットまたはその他の電子ネットワークを介して提供される無形資産であり、サービスが実質的に自動化されており、情報技術に依拠するものを指します。(例: オンラインゲーム、モバイルアプリ、オンライン広告など) オンラインで販売され、タイに輸入される商品はこの対象に含まれません。

電子プラットフォームは、複数のサービスプロバイダーが顧客に電子サービスを提供するために使用する市場、チャネル、もしくはその他のプロセスを指します。

VAT の納税義務は、サービス代金を受領した時点で発生します。

電子サービスにおいてその他に考慮すべき点は、以下のとおりです。

- 恒久的施設(PE) : VAT 事業者登録だけでは、非居住者の電子サービスプロバイダーまたはプラットフォームがタイで PE を有するかどうかは判断できません。
- 電子サービスがタイで使用されているかの判断基準 : 電子サービスプロバイダーまたはプラットフォームは、通常の業務過程で取得する顧客情報に基づいて、サービスの使用場所を判断する場合があります。これには、以下が含まれます。
 - 支払方法(例: クレジットカード、銀行口座の詳細情報)
 - 居住地(例: 自宅住所、請求先住所)
 - アクセス情報(例: SIM カードの国番号、IP アドレス)

申告・納税

申告書

VAT 登録事業者は、翌月 15 日までに VAT の月次申告書を提出しなければなりません。

文書および記録

VAT 登録事業者は、受領したタックス・インボイスおよび発行したタックス・インボイスの控えをそれらを裏付ける関係書類や記録とともに保管しなければなりません。例えば、商品および原材料の会計帳簿および記録は、VAT 登録事業者の事務所内に常時保管されていなければなりません。

加算税および延滞税

VAT の納税義務に違反した場合には、以下の加算税および延滞税が課されます。

- VAT 登録を怠った場合、または、VAT 登録が取り消された後も事業を継続していた場合：未納税額の 200% (最低月額 1,000 バーツ)
- 月次 VAT 申告書を期限内までに提出しなかった場合：未納税額の 200%
- VAT 申告書に税額計算の誤りがあった場合：不足税額の 100%
- アウトプット VAT またはインプット VAT の金額誤りがあった場合：不足アウトプット VAT または過大インプット VAT の 100%
- 購入者に対するタックス・インボイスの発行を怠った場合：未納税額の 200%
- 必要な報告書の作成を怠った場合：未納税額の 200%
- 未納税額に対する延滞税：未納税額を上限として、月あたり 1.5% の延滞税

特定事業税

特定事業税

金融業を中心とした特定の事業については、付加価値の算定が困難なため、VAT の代替として特定事業税 (Specific Business Tax、以下「SBT」) を導入しました。SBT は、総収入に対して固定税率で課税され、VAT 制度と並行して運用されます。

納税義務者

通常の業務過程において SBT の適用対象となる取引を行う以下の者は、特定事業税納税者として登録する必要があります。

- 自然人(法人格のない団体を含む)
- 法人
- 政府機関や組合

課税対象事業と税率

● 商業銀行業務、金融および信用供与業務	3.0%※1
● 生命保険	2.5%
● 質業	2.5%
● 不動産販売	3.0%
● タイ証券取引所における証券の販売	0.1%※2
● 商業銀行に類似する業務	3.0%

※1 特定の銀行業務収入については 3% から 0.01% へ減税されます。

※2 現在は、免税となっています。

特定事業税の税率に地方税として 10% が上乘せされ、課税されます。

タイ農産物先物取引所 (AFET) における農産物の先物取引、およびタイ先物取引所 (TFEX) におけるデリバティブ取引については、特定事業税が免除されます。

申告・納税

特定事業税の課税対象事業者は、翌月 15 日までに SBT を申告・納税することが義務付けられています。

加算税および延滞税

- 納税者登録を怠った場合、納税額の 200%。
- 月次申告を怠った場合、納税額の 200%。
- 月次申告において誤申告または過少申告があった場合、納税不足額の 100%。
- 納付不足額に対し、月あたり 1.5%の延滞税が課され、未払税額の額が上限とされます。

印紙税

印紙税

税制の概要

歳入法典に規定されている 28 項目の文書および証書の作成に際しては、印紙税が課せられます。

税率

印紙税率は、文書または証書の種類によって異なります。多くの契約書および合意書は 1,000 パーツの価値につき 1 パーツの税率が適用されますが、商業関係の書類や他の書類の場合は、証書ごとに定額が適用されます。印紙税は、税率表に定められた税率に基づき納付しなければなりません。

課税対象となる文書と証書

- 契約書／同意書
 - 土地または建物の賃貸
 - 割賦購入
 - 請負
 - 金銭消費貸借、当座借越
 - パートナーシップ
- 金融または商業関係書類
 - 株式または社債の譲渡
 - 為替手形
 - 約束手形
 - 船荷証券
 - 株券または社債券
 - 小切手またはトラベラーズチェック
 - 信用状
 - 銀行預金利息の領収書
 - 運送物品受領書

- 保証契約書
- 質権設定
- 倉荷証券
- 引渡指図書
- 代理または委任状
- 原本の副本
- 仲裁人による裁定書面
- 株式会社の基本定款または付属定款
- 議決権行使に係る委任状
- 保険証書
- 登記を要する不動産の譲渡、権利設定に関する領収書
- 車両の販売や分割購入に関する領収書

納付および加算税

一般的に、証書に記載された対価の受領人が印紙税を納税する義務を負います。印紙税は印紙を書類に貼付し、消印をすることで納税されます。しかし、特定の高額な文書については、歳入局へ直接現金で納税する必要があり、具体的には以下が含まれます。

- 契約金額が 100 万バーツ以上の土地、建物、その他の建築物、浮遊ラフトの賃貸契約
- 報酬額が 100 万バーツ以上の請負契約

印紙税は、タイ国内で証書が作成されてから 15 日以内に歳入局に納税しなければなりません。ただし、金融機関や保険会社など、特定の納税者については、月 2 回現金で納税する必要があります。

- 毎月 1 日から 15 日までに作成された文書分については毎月 22 日に納税
- 16 日から月末までに作成された文書分については翌月 7 日までに納税

また、電子課税文書の場合、印紙税は歳入局のオンラインシステムを通じ現金で納税しなければなりません。この場合、インターネットによる印紙税申告および納税は、課税文書が締結されてから 15 日以内に行う事

ができます。

2022年8月19日から2025年12月31日の間に締結されたこれらの電子課税文書については、所轄の歳入局にて、現金で申告・納税することができます。

2022年8月19日から2025年12月31日の間に書面で作成された課税文書は、印紙税を歳入局のオンラインシステムを通じて納付することができます。

印紙税の納付または収入印紙の貼付を期限内に行わない場合、納税額に対して200%から600%の加算税が課されます。また、印紙が適切に貼付されていない文書や証書は、民事訴訟の際に証拠として認められません。

関税

関税

税制の概要

関税は、関税法と関税税率表に基づき、輸入品と特定の輸出品に課せられます。

輸入品は、「商品の名称および分類についての統一システム（所謂 Harmonized System）を用いて分類されます。タイは、2022年1月1日より、2022年版 HS コードに基づく ASEAN 統一コード（AHTN）を採用しています。

関税は、従量または従価のいずれか高いほうの税率で課税されます。従価税率は、0%から80%の税率で課せられます。

関税税率法で例外的に規定された特定品目については、輸入関税の免除が認められています。タイと自由貿易協定（FTA）を締結している国から輸入される物品には、関税の優遇税率が適用される場合があります。

現在、タイと自由貿易協定を締結している国は以下のとおりです。

- 日本
- ASEAN 諸国（シンガポール、ベトナム、マレーシア、インドネシア、フィリピン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイ）
- 地域的な包括的経済連携協定（RCEP – ASEAN 加盟国に加え、中国、韓国、日本、オーストラリア、ニュージーランドを含む）
- インド
- オーストラリア
- チリ
- ニュージーランド
- ペルー

また、ASEAN 加盟国として、以下の国とも特惠貿易協定を締結しています。

- 日本
- インド
- オーストラリアおよびニュージーランド
- 韓国
- 中国
- 香港

一般的に輸入品の価格はCIF価格(運賃・保険料込み価格)、輸出品の価格はFOB価格(本船渡し価格)に基づき決定されます。

タイは、世界貿易機関(WTO)の関税評価協定に準拠しており、関税評価の主な基準として「取引価格」を採用しています。取引価格は、一定の調整を条件として、物品が輸出販売された際に実際に支払われたまたは支払われるべき価格です。

取引価格に加算される項目には、以下のものが含まれます。

- 輸入品の購入条件として買手が支払う輸入貨物に関連するロイヤリティおよびライセンス料
- タイ国内における輸入貨物の再販売により得られる収益で売手に帰属すべきもの
- 買手によって提供された物品またはサービスの価格(輸入品に係るデザイン・開発費等)

申告価格が明らかに低すぎる場合、あるいは、虚偽申告であると判断された場合、関税局は、それらの物品の価格に異議を唱える権限を有します。

税関の手続き

タイに到着した貨物に係る税関手続きは、その輸送方法に係わらず、概ね国際基準に準拠しています。輸入者は、「Customs-paperless システム」を通じて、輸入申告書に加え、船荷証券、インボイス、パッキング・リストを提出しなければなりません。

輸入貨物に対しては、船舶の入港時点で関税が発生します。輸入貨物

は、輸入申告書が提出されない場合は 45 日まで、輸入申告書が提出される場合は 60 日まで税関倉庫で保管されます。

陸揚げ作業料や保管料は、物品の引渡前に支払わなければなりません。

関税の優遇制度

タイには以下のような関税の優遇制度があり、それぞれに固有の条件と恩典が定められています。

- 関税および税金の補償(タックスクーポン)
- 輸出製品に使用される輸入原材料に対する関税の払戻し
- 再輸出品に対する関税の払戻し
- フリーゾーン(関税法またはタイ工業団地公社法に基づく区域)
- 製造用保税倉庫
- 一般保税倉庫
- BOI による優遇措置
- 自由貿易協定(FTA)に基づく特惠関税

違反と罰則

法律上、関税法の違反は刑事罰の対象となりますが、実務上は、未納付額および罰金の支払に限定される場合がほとんどです。違反には、以下のものが含まれます。

- 税関手続きの不履行
- 虚偽申告
- 密輸や脱税(最も重大な違反)

罰則は、関税法の関連規定により定められています。関税局と違反者の合意により解決する場合(すなわち、起訴の免除)、関税局長官の定める裁定基準に基づき罰則が適用されます。

脱税に対する一般的な罰金額は、各輸入申告における未納付額の 50% から 200% の範囲です。また、VAT 加算税も関税罰金額に応じて計

算されます。関税および VAT の延滞税は未納付額を上限として課され
ます。

輸入ライセンスの不備については、貨物の放棄又は輸入品の価額に基
づく罰金の支払によって解決することが出来ます。密輸行為に対する罰
金は、物品の価額に乗数を掛けた金額に基づき算定されます。

物品税

物品税

税制の概要

物品税は、国産品か輸入品かを問わず、特定の物品やサービスの販売に対して課される消費税の一種です。国産品の場合は出荷時に、輸入品の場合は輸入時に納税義務が生じます。

物品税は、従価税（希望小売価格ベース）または従量税（数量・重量ベース）のいずれか、もしくはその両方で計算されます。品目別の算定方法は以下のとおりです。

- 自動車、二輪車、化粧品：希望小売価格 × 従価税率
- 石油製品：従量税率 × 数量
- ノンアルコール飲料、タバコ製品：（希望小売価格 × 従価税率）+（従量税率 × 数量）
- アルコール飲料：（希望小売価格 × 従価税率）+（従量税率 × 数量 × 純アルコール度）

課税対象の物品およびサービス

対象物品・サービス	従価税率(%)	従量税率(%)
石油および石油製品	0	リットルまたはキログラムあたり 0 - 7.5 バーツ
一部のノンアルコール飲料	0 - 14	リットルあたり 0 - 44 バーツ
一部の電化製品	0	-
バッテリー	0 - 8	-
クリスタルガラス製品	0	-
自動車	0 - 40	-
二輪車	0 - 20	-
船舶	0	-

対象物品・サービス	従価税率(%)	従量税率(%)
香水および化粧品	0 - 8	-
毛織の絨毯	0	-
大理石・花崗岩	0	-
オゾン層破壊物質(CFC)	0 - 30	-
アルコール飲料	0 - 22	リットルあたりの純アルコール度数により 0 - 1,000 パーツ
タバコ製品	0 - 42	1本またはグラムあたり 0.005 - 1.25 パーツ
トランプ	0	100枚あたり 2 - 30 パーツ
娯楽サービス	0 - 10	-
競馬場、レース場、宝くじ	0 - 20	-
ゴルフ場	0 - 10	-
電気通信事業	0	-

物品税に加えて、物品税の10%に相当する内国税が課せられます。タバコやアルコール飲料などの一部の物品に対しては健康税や公共放送サービス税(TPBS Tax または TV Tax)が課される場合があります。

製造業者は、工場または保税倉庫から搬出する前に申告書を提出し、対象品目の物品税を納税しなければなりません。また、物品税の告示要件に従って、月次の在庫報告書を提出する必要があります。

石油税

石油税

税制の概要

国際石油会社は、タイにおいてコンセッション契約、サービス契約、生産分与契約に基づき、探鉱や開発を行うことが許可されています。

石油事業から得た所得に対する課税は、契約の種類によって異なります。1) コンセッショナーおよび生産分与契約の生産者は、石油所得税法 (PITA) に基づき課税され、2) サービス契約の事業者は、石油所得税法ではなく、歳入法典の下で課税されます。

PITA に基づき課税される企業は、歳入法典などその他の法律による税金および関税が免除されます。この免除は、PITA の対象となる課税所得、および PITA の対象所得を原資とする配当金にも適用されます。

課税所得

コンセッショナーは、石油事業による年間純利益に対して 50% の税率で課税されます。これには、コンセッション権益の譲渡やその他関連活動から生じた利益も含まれます。控除対象費用としては、「通常かつ必要な」事業経費に加え、資本的支出に対する減価償却費、ロイヤルティ (PITA 第 1 条に基づき、輸出原油に対するロイヤルティのみが控除対象となり、国内販売分については税額控除が認められる場合があります)、およびその他認められる費用が含まれます。ただし、支払利息を含む特定の支出については、控除が認められません。

生産分与を行う生産者は、権利譲渡、年金またはその他の定期的な収入を含む、石油事業から生じた年間純利益に対して、20% の税率で課税されます。

機能通貨

PITA の対象となる石油会社(生産分与契約に基づく企業を含む)は、歳入局長官の承認を得た場合、外貨建通貨ならびに外国語で会計帳簿と会計記録を管理することができます。

機能通貨として外貨を用いる場合、PITA の課税対象となる純利益は外国通貨によって計算する必要があります。税金、加算税、および延滞税も当該通貨で算定されます。

申告・納税

確定申告書は、決算日から 5 カ月以内に所轄の歳入局に提出しなければなりません。PITA 第 1 条の制度に該当する会社を除き、すべての石油会社は、上半期の中間納税申告書も提出しなければなりません。

加算税および延滞税

申告が不正確だった場合、また、期日までに申告を行わなかった場合、加算税および延滞税が課される可能性があります。ただし、脱税の意図がないと歳入局が判断した場合、歳入局の裁量により、加算税および延滞税が減免されることがあります。

会計帳簿と会計記録が、外貨建通貨によって作成される場合、歳入局はその外国通貨で税金、加算税、延滞金を算定します。

地方税

地方税

税制の概要

タイは、77 の県で構成され、それぞれが自主的な地方自治体である市（自治体）によって管理されています。パタヤやバンコクを含むこれらの自治体では、土地建物税、および看板税の 2 つの主要な地方税を課しています。

土地建物税

課税対象となる個人または法人は以下のとおりです。

- 土地または建物の所有者（個人または法人）
- 国有土地または建物の使用者または占有者
- 納税者の代理人（例：遺言執行者、相続人、法定後見人、法人の代表者、共同所有者）

毎年 1 月 1 日時点における所有または占有により、土地建物税の納税義務が発生します。土地と建物の所有者が異なる場合、所有者それぞれが所有する不動産に対して土地建物税が課されます。

土地建物税の対象となる物件は以下のとおりです。

- 山地および水辺を含む土地
- 居住、保管、工業または商業のために使用される建物
- コンドミニウム法に基づき権利証書が発行されているコンドミニウムのユニット
- 居住用または商業目的で使用される筏（いかだ）

土地建物税が免除される物件は以下のとおりです。

- 営利目的でなく、公共目的で使用される政府または国有の不動産
- 大使館、領事館、国連、国連専門機関または事務所などを含む、

外交機関または国際機関の施設

- タイ赤十字社の所有物件
- 営利を目的としない宗教施設
- 公共火葬場
- 財務大臣が定める財団または慈善団体に属する物件
- 財務大臣が定める基準および条件に基づき、公共目的で政府が使用する私有物件
- コンドミニアムの共用エリア
- 公益事業用地として指定された土地
- 省令で規定されているその他免税対象の財産

課税標準および税率

課税標準は、土地、建物またはコンドミニウムユニットの評価額（土地法の下、税徴収に用いられる評価額）となります。実際の納税額は、土地建物の評価額から土地建物税が免除される部分（以下参照）を控除した金額に税率を乗じた額になります。

法定最高税率は、用途に応じて 0.15% から 3% の範囲となります。実際に適用される税率は、毎年勅令により公表されます。

さらに、地方自治体は、区域内にある土地建物について、法定最高税率を超えない範囲において、より高い税率を設定することができます。

以下に述べる土地および建物は、50% または 90% の減税が適用されません。

50% 減税対象物件

- 2019 年 3 月 13 日以前に相続または登記され、所有者または居住者の名義が家屋登記簿に記載されている建物、建築物、またはコンドミニウムを有する居住用不動産
- 発電所および発電所に接する土地または建物
- 発電用ダムおよび当該ダムに接する区域
- 上水の生産に使用される水処理プラントおよび関連施設

90%減税対象物件

- 金融機関および資産運用会社（勅令により定められた機関）が保有する差し押さえ不動産で、保有期間が5年未満のもの
- 土地割当の認可を受けた日から起算し3年以内の開発中の住宅事業または工業事業
- 建設許可を受けた日から起算し3年以内のコンドミニアム開発に係る土地または建築物
- 開発の認可を受けた日から起算し3年以内の開発中の工業団地
- 2019年3月13日以降2年間売れ残っている、土地開発法、コンドミニアム法またはタイ工業団地公社法に基づく許可を受けた開発用の土地および建物
- 高等教育機関のための土地または建物
- 私立学校（例えば、法律に基づく正式な学校、宗教学校およびモスクを拠点とするイスラム教育センター）のための土地または建物
- スポーツ施設、動物園、テーマパーク、タイ都市鉄道公団（MRTA）の駐車施設、公共バスの駐車場などの一般公益のために使用される土地または建物
- 空港の滑走路、誘導路および旅客乗降用エプロン
- 道路、高架道路、コンセッションによる高速道路

土地および建物が複数の目的で使用される場合、財務省および内務省によって設定された基準と方法に従って、使用の割合に基づいて土地建物税を徴収します。

地方自治体は、省令に定められた基準と方法に従って、毎年2月1日までに、土地と建物の評価額、適用税率および税金の徴収に必要なその他の詳細を、公表する必要があります。

免税

個人が所有する農業用の土地または建物については、その価値が5,000万バーツ以下の場合、土地建物税が免除されます。

個人が所有する居住用の土地および建物で、その年の1月1日時点において家屋登録があり、かつ評価額が5,000万バーツ以下の場合、その土地および建物に対する土地建物税が免除されます。

ただし、個人が建物のみを所有し(評価額が 1,000 万バーツ以下)、居住目的での使用、かつ、その年の 1 月 1 日時点において家屋登録簿に当該個人の名前が記載されている場合も、その建物に対する土地建物税が免除されます。

賦課決定と納税

土地建物税は、暦年単位で課され、いわゆる賦課課税方式の税金に分類されます。地方自治体は毎年 2 月末までに納税者に賦課決定通知書を送付し、納税者は通知書に基づき、毎年 4 月末までに納税しなければなりません。

2025 年においては、内務省が本法律の施行期間を延長し、賦課決定通知書は 2025 年 4 月末までに発行され、納税者は 2025 年 6 月までに納税することとしています。

看板税

看板税は、その名称、商標、製品名を掲示し、事業の広告または情報提供を目的とした看板や広告板に対して年単位で課せられます。

看板税は、看板の所有者に対して課され、税率は看板の大きさと記載されている言語に応じて異なります。500 cm²あたりの適用税率は、タイ語のみが記載されている場合は 5-10 パーツ、タイ語および外国語が併記されている場合は 26-52 パーツ、外国語のみ記載されている場合は 50-52 パーツが課せられます。

以下の看板については、看板税は免除されます。

- 公有地または公的組織の敷地内にあるもの
- 私立学校の敷地内にあるもの
- 宗教団体、慈善団体、ならびに協会または財団に係わるもの
- 一時的なイベントでその敷地内に建てられたもの
- 公演宣伝を目的として劇場や映画館に掲示されたもの
- 製品または容器に記載されたもの

- 事務所内部のもの
- 農産物の広告
- 人または動物に掲示されたもの

看板の所有者は毎年 3 月に税務申告を行わなければならない、課税評価通知書の発行日から 15 日以内に納税しなければなりません。

申告書の提出を怠った場合、納税額の 10% が加算税として課されます。

納税を怠った場合、納付不足額に対し、月あたり 2% の延滞税が課されます。なお、未納税額を徴収するため、地方当局が資産を押収し、売却する場合があります。

相続税

相続税

個人および法人が遺産を相続した場合、相続税が課されます。相続税の対象となる個人は、以下のとおりです。

- タイ国籍者
- 入国管理法によりタイの居住者である外国国籍者
- タイに所在する資産の相続を受ける外国国籍者

相続税の対象となる法人は、タイで登記されている法人、またはタイ国籍者が 50%以上を保有および支配している法人です。

相続人は、各遺言者から一度または複数回にわたり受け取った相続財産の合計額が 1 億バーツを超えた部分について、相続税が課されます。

相続税率は、通常 10%ですが、相続人が遺言者の直系尊属または直系卑属である場合は 5%です。相続税は、相続財産を取得した日から 150 日以内に申告納付しなければなりません。また、遺言者の配偶者が受取る相続財産は非課税です。

相続税の対象となる財産は、不動産、証券取引法に定める有価証券、銀行預金および同様の金融資産（遺言人が金融機関または個人から回収または引き出す権利を留保している場合）、登録済みの車両、また勅令で定められたその他の金融資産が含まれます。

優遇税制

優遇税制

投資委員会(Board of Investment: BOI)

投資委員会(Board of Investment、以下「BOI」)は、1977 年の投資奨励法(2017 年第4次改正を含む)および 2017 年特定産業競争力強化法に基づき、条件を満たした投資事業に対し、優遇措置や恩典を与える権利を有しています。

BOI の投資奨励法の投資奨励を受けることができる投資家は、タイの法律に基づき設立された株式会社、財団および協会に限定されます。しかし、特定産業競争力強化法の下、投資奨励を受けることができるのは、株式会社に限定されます。

規制を緩和するとともに、投資家の投資意欲を促進するため、BOI は以下の規定を設けています。

- (1) 外国人事業法(1999 年)のカテゴリー1 に分類される農業、畜産、漁業、鉱物探査、鉱業およびサービス業:登録資本金の少なくとも 51%以上がタイ国籍者に保持されていることが条件となります。
- (2) 製造業を行う事業:外国人投資家が過半数または全ての株式を所有することができます。
- (3) BOI は、必要に応じて特定の所有割合を定めることができます。

第4次改正投資奨励法では、最大 13 年の法人税免除期間が付与されます。また、特定産業競争力強化法では、最大 15 年まで法人税免除期間が付与されます。さらに、先進技術やイノベーションの促進、研究開発といった高付加価値産業への投資の誘致を目的とした、100 億バーツの競争力強化基金を設けています。

しかし、投資奨励法と特定産業競争力強化法の両法の恩典を同時に受けることは認められていないため、どちらかを選択することになります。

BOI は、二つの法律の下、税制上の恩典および非税制上の恩典に加え、さまざまな保証および保護措置を提供しています。これらは、対象となる

事業の性質、重要性、所在地、およびその他の基準に応じて異なります。

また、BOIは、投資促進法の下で、特定のコアテクノロジーに係る活動を重点対象として指定しています。これらのコアテクノロジーは、免除額の上限なしで法人税が最大 13 年間免除されます。また、その他の適格な活動も、免除額の上限なしで法人税が最大 8 年間免除されます。

対象となるコアテクノロジーは以下のとおりです。

- バイオテクノロジー
- ナノテクノロジー
- 高度マテリアルテクノロジー
- 先進電子部品 (例: ウェハー (半導体製造における主要部品) の製造)

その他の適格な活動は以下のとおりです。

- BGG (バイオ燃料・グリーン) 産業
- 自動車産業や電子産業などの先進製造業
- 鉄鋼、化学、公共施設産業などの基礎および支援産業
- クリエイティブ、デジタル、および高付加価値サービス (例: ソフトウェア開発、物流産業等)

以下の税制上の恩典が、適格な投資プロジェクトに対して与えられる場合があります。

輸入関税の免除

- 輸入機械に対する輸入関税の全額または一部免除
- 輸出を目的とする製品の製造に使用する原材料および素材の輸入に対する関税の免除
- タイ国内生産に使用する原材料について、同等の原材料がタイ国内で十分に入手できない場合、輸入関税を最大 90% まで軽減
- 研究開発に使用する目的で輸入する物品に対する関税の免除

法人税の優遇措置

- 土地代および運転資本を除く投資額以上の免税(上限あり・なし)を、適用する法律、プロジェクトの種類、および所在地に応じて最大 13 年または 15 年付与
- 法人税の免除特典が終了した日より最大 5 年間の法人税率を 50%軽減
- 法人税の免税期間中、および免税期間終了後 6 カ月後までの期間において、その免税事業から支払われた配当金に対する課税を免税

地域に基づく優遇措置

- 奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より 10 年間、輸送費、電気料金、水道料金の二重控除が認められます。
- 通常の減価償却に加えて、インフラの設置費または建設費の 25% を追加控除が認められます。この控除は、奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より 10 年間のうち、一度または分割して適用可能です。

事業の価値に基づいた追加のメリット特典を利用することも可能です。投資促進法に基づき、投資家に対して、タイ全体、あるいは産業にとって有益と考えられる活動への投資を促進することを目的としています。

地方分散化についてのメリット特典

BOI により産業の地方分散を促進するため対象となる 20 県に所在する法人に以下の追加特典が付与されます。

- 標準的な優遇措置に加えて、最大 13 年を超えない範囲で追加の 3 年間の法人税免除が認められる場合があります。なお、8 年間の免除期間が付与された事業(コアテクノロジーを除く)は、免除期間終了後 5 年間、または法人税の免除が認められなかった場合は、収益発生日から 5 年間、対象事業から生じる純利益に対して法人税が 50%減免されます。

- 奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より 10 年間、輸送費、電気料金、水道料金の二重控除が認められます。
- 通常の減価償却に加えて、インフラの設置費または建設費の 25% を追加控除が認められます。この控除は、奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より 10 年間のうち、一度または分割して適用可能です。

研究開発についてのメリット恩典

BOI は研究開発や従業員の高度なトレーニング、タイ国内サプライヤーの育成のために承認された費用について、300%を上限に法人税免除額を追加することができます。さらに、最大 3 年(合計免税期間は 13 年を上限とする)の追加免税期間を認めることがあります。

工業団地開発についてのメリット恩典

BOI は工業団地および奨励産業ゾーンに立地し、既に税制上の恩典を受けて活動を行う事業に対し、追加で 1 年の法人税の免除をすることができます。ただし、合計免税期間は 8 年を上限とします。主要のターゲット活動については、13 年間の法人税の免除を上限なく受けることができます。

その他優遇、保証、保護措置

税務上の優遇措置に加えて、BOI は、奨励企業に対して税制以外の恩典も提供しています。これには、事前調査に従事する外国人の招聘許可、奨励プロジェクトに従事する外国人技術者・専門家への労働許可、奨励事業を行うための土地の所有、外貨送金の自由化などが含まれます。

BOI は、奨励事業を国営化しないこと、奨励事業と競合する新規の国営事業を行わないこと、奨励事業が生産する製品と同種の製品を国家専売しないこと、価格統制をしないこと、政府機関や国営事業が奨励事業と同種の製品を免税輸入しないことを保証しています。

保護措置として、輸入に対する追加課税、奨励企業が生産する製品と競合する製品の輸入禁止、および BOI 長官の承認による税制優遇措置を

含む裁量的な救済措置が含まれます。

タイのフリーゾーン: 工業団地公社 (IEAT) フリーゾーンと関税フリーゾーン

タイでは、工業活動および商業活動を促進するため、2種類のフリーゾーンを設けています。一つは IEAT 法に基づくフリーゾーン、もう一つは税関当局管轄の関税フリーゾーンです。いずれも、資格要件を満たす事業者に対し、大幅な税制面および規制面におおける優遇措置を提供しています。

IEAT フリーゾーン

IEAT フリーゾーンは、タイの経済発展、国家の安全保障、環境管理、および公共の福祉を支援する工業、商業活動、およびその他の関連事業のために規定されており、以下の恩典が付与されます。

- **機械・建設資材に対する免税:** 製品の生産や事業に不可欠な機械、設備、器具、部品・コンポーネントおよび工場や建物の建設、組立、設置に使用される資材は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。ただし、消費財や車両は、免税対象外です。
- **原材料に対する免税:** 製品の生産または商用利用のために、IEAT フリーゾーンに輸入される原材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。これには、他の IEAT フリーゾーンから搬入された物品、BOI から奨励を受けた輸出事業者から搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、再輸出のための銀行保証付き輸入物品、および他の法律で免税とされている物品の原材料が含まれます。
- **輸出向け製品生産における規制の免除:** 輸出関連の加工 (例: 混合、組立、梱包) のために IEAT フリーゾーンへ輸入される物品は、輸出入管理、規格、ラベリングに関し、関税法で別途定められている場合を除き、規制を受けません。

- **国内販売の輸入扱い:** IEAT フリーゾーンで生産され、タイ国内で販売される物品は、輸入品とみなされ、国内搬入時に輸入関税と VAT が課されます。IEAT フリーゾーン内にある業者間で販売される物品においては、通常税率または 0% の VAT が課される場合があります。
- **特惠関税率:** 原産地および製造に関する規則の要件を満たす場合には、タイの国内市場への搬入時に特惠関税率が適用される場合があります。

関税フリーゾーン

関税フリーゾーン (Customs free zone: CFZ) は、輸出志向型の工業および商業活動を支援するために設置された地域です。企業は、関税局長の承認を得た後、保証契約の締結、関税規則の遵守、および法定の年間手数料を支払う必要があります。

関税フリーゾーンとして認められるには、関税局長官に申請書を提出し、承認を得なければなりません。承認された事業者は、関税当局と保証契約を締結し、全ての関税規則を厳格に遵守するとともに、法律で定められた年間手数料を支払う必要があります。

関税フリーゾーンでの事業者は、以下のような権利と恩典を与えられます。

- **機械・設備に対する免税:** 工業、商業活動に不可欠な機械、設備、器具、部品・コンポーネントについては、輸入関税、VAT、物品税が免除されます(他の関税フリーゾーンからの移送を含む)。
- **原材料に対する免税:** 製造あるいは販売を目的として輸入される原材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。対象となる原材料には、他の関税フリーゾーンから搬入された物品、BOI の奨励恩典を保有する輸出企業から搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、再輸出のための銀行保証付きの輸入物品、その他の法律で免税とされている物品などが含まれます。

- **輸出向け生産に対する規制の免除**: 輸出関連加工のために輸入される物品は、関税局長官によって定められた規則に従い、規格、品質管理およびラベリングに関する規制の適用を免除されます。
- **国内販売の輸入扱い**: 関税フリーゾーンで製造されタイ国内で販売された物品は輸入品とみなされ、国内搬入時に輸入関税と VAT が課せられます。また、関税フリーゾーン内の業者間で販売される物品には通常税率または 0% の VAT のいずれかが課せられる場合があります。
- **特惠関税率**: 原産地および製造に関する規則の要件を満たす物品をタイ国内に搬入する場合は、特惠関税率が適用される場合があります。

IEAT フリーゾーンおよび関税フリーゾーン内の物品保管期間は 2 年が限度とされており、承認を受けることで、さらに 1 年の延長が認められます。延長承認は最初の保管期間満了の 30 日前までに取得する必要があります。承認なく保管期限を過ぎた物品は、輸入関税や VAT が課せられます。

東部経済回廊(EEC)

EEC は、タイの将来成長を加速させることを目的とする戦略的イニシアチブであり、ターゲット産業におけるイノベーションおよび先端技術の促進に重点を置いています。ラヨーン県、チョンブリ県、チャチュンサオ県に、新たな経済都市を開発することに焦点を当てています。

EEC で奨励される企業は、最大で 13 年間、法人税の免除または軽減の恩典が付与されます。

投資奨励法の下で、BOI は EEC 内の特定の地域を優遇措置の特別産業奨励ゾーンとして指定しています。対象区域は以下のとおりです。

- 東部空港都市 (EECa)
- 東部経済イノベーション回廊 (EECi)
- デジタルパークタイランド (EECd)
- タマサート大学 (パタヤ) メディカルハブ (EECmd)
- ゲノミクスタイランド (EECg)

5 年以上優遇措置が認められる適格事業(ネガティブリストに指定される事業を除く)、対象となるコアテクノロジー、または支援サービスへの投資家のみが申請できます。申請期限は、2022 年 12 月 30 日まででしたが、特別区域については期限が設けられていません。

BOI が提供する税務上の優遇措置は以下のとおりです。

- BOI の標準恩典
- 特定事業に対する追加法人所得税免除(最長 2 年)
- 免税期間終了後 3 年間、法人所得税率 50%軽減

しかし、EEC 恩典とメリットベース工業地区開発の恩典の両方を併用することはできません。

EEC 法では、EEC 内の特定のゾーンの法人で働く専門技能を有する専門家に対して、一律 17%の個人所得税率が適用されます。これは、ターゲット産業に従事する外国人およびタイ国民の両方に適用されます。

国際ビジネスセンター(IBC)

国際ビジネスセンター(IBC)は、従来の地域統括事業本部(ROH)、国際地域統括本部(IHQ)および国際貿易センター(ITC)に代わるものとして規定されました。関連会社(グループ会社)に対してサービスを提供する、または国際取引を行うタイ法人を支援します。

IBCとして認定されるには、以下の要件を満たす必要があります。

- タイで設立された法人であること。

- 関連会社に対して、経営、技術、サポートまたは財務サービスを提供するか、または国際貿易を行っていること。
- 各会計期間末日に払込資本が 1,000 万バーツ以上であること。
- 常勤の熟練した従業員を最低 10 名以上雇用していること。(財務センター業務のみを行う場合は、5 名以上)
- タイ国内で経費が年間 6,000 万バーツ以上であること。

経営、技術、サポートサービスには以下のサービスが含まれます。

- 一般管理、事業計画、事業調整
- 原材料および部品の調達
- 製品の研究開発
- 技術支援
- マーケティングおよび販売促進
- 人事管理および研修・教育
- 財務アドバイス
- 経済および投資分析研究
- 信用管理

財務管理サービスには以下のサービスが含まれます。

- 為替管理法に基づく財務センターの管理
- 為替管理法で認可された範囲のパーツ建の借入および貸付

国際貿易事業は、商品を国際的に売買する事業であり、これには売買される商品に関連するサービスを含む場合があります。これらのサービスには以下のものが含まれます。

- 商品調達
- 出荷待ち商品の保管
- 包装および梱包
- 商品の輸送
- 商品の保険
- 商品にかかる研修、技術サービスやアドバイス

対象となる所得は以下のものが含まれます。

- 経営、技術、サポートサービスまたは、財務管理サービスの提供による収入
- IBC または IBC が雇用したその他機関がタイ国内で実施した研究開発から生じる関連企業からのロイヤルティ収入（歳入局長が定める規則、手順、条件に従うこと）

以下の税務特典が 15 会計期間にわたり適用されます。

- 適格所得に対する法人所得税の軽減税率
 - 会計期間中にタイ国内の受領者に対して 6,000 万バーツ以上の支出があった場合、8%
 - 会計期間中にタイ国内の受領者に対して 3 億バーツ以上の支出があった場合、5%
 - 会計期間中にタイ国内の受領者に対して 6 億バーツ以上の支出があった場合、3%
- IBC が関連会社から受領する配当金に対する法人税が免除されます。
- IBC が減免対象となった適格サービスから生じる所得を源泉として、非居住者に支払う配当金にかかる源泉所得税は免除されます。
- 財務センターが借入金に対して支払う利息で、当該資金を関連企業に再貸付する場合は源泉所得税が免除されます。
- 財務センターが受領する所得は特別事業税が免除されます。
- IBC に雇用され、IBC 事業に従事する外国人常勤従業員は個人所得税率が 15% になります。なお、会社が IBC 以外の事業も行っている場合、IBC 事業から生じる収益は、70% 以上でなければなりません。

以前の ROH/IHQ 制度と比較して、IBC 制度では税務上のオフショア所得とオンショア所得の区別がなくなりました。そのため、IBC はオフショア関連会社に対し最低限のサービスを提供する必要がなくなり、軽減税率の適用対象となるオンショア所得の上限もなくなりました。ただし、軽減税率の適用をうけるために必要な支出額が大幅に増加しました。

ただし、既存の ROH/IHQ が IBC に移行した場合、以前の最低支出要件である 1,500 万バーツを満たしていれば 8% の軽減税率を受けることができます。

IBC が規定の要件を満たさない場合、または会計期間において IBC としての要件を満たさない場合、当該年度の税務特典は取り消されます。会社が複数の会計期間にわたって要件を満たさない場合や、IBC の必須要件を満たさない場合は、全ての税務特典は最初の会計期間に遡って取り消されます。

IBC の課税対象となる損益は、IBC 事業と IBC 以外の事業に分けて計算する必要があります。IBC 事業はさらに (i) 本社および財務管理サービス、(ii) ロイヤルティに分けて計算する必要があります。共通経費は IBC および IBC 以外の事業収益の割合に基づいて配賦します。

税務上の損失は、以下の区分に応じ、管理される必要があります。

- 本社および財務センター機能
- ロイヤルティ
- IBC 以外の事業

税務申告書は、上記の事業に分けて申告されなければなりません。

弊社の連絡先

PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited

FL12,15, Bangkok City Tower
No.179/74-80 South Sathorn Road,
Thungmahamek, Sathorn,
Bangkok 10120

Tel: +66 (0) 2844 1000

Fax: +66 (0) 2286 2666

<http://www.pwc.com/th>

e-mail: th_pwc_tax_and_legal@pwc.com

サービスマイン	担当責任者	内線番号
合併および買収	Paul B.A. Stitt Partner	内線:1119
	Sudarat Isarakul Partner	内線:1024
	Orawan Phanitpojjamarn Partner	内線:1017
	Vanida Vasuwanichchanchai Partner	内線:1303
税務ストラクチャー／ 税務アドバイス	Paul B.A. Stitt Partner	内線:1119
	Vanida Vasuwanichchanchai Partner	内線:1303
	Orawan Phanitpojjamarn Partner	内線:1017
	Orawan Fongasira Partner	内線:1302
	Tuttapong Kritiyutanont Associate Partner	内線:1426
グローバル・ミニマム課税 制度(ピラー2)	Orawan Phanitpojjamarn Partner	内線:1017
税務申告・ストラテジー	Somboon Weerawutiwong Partner	内線:1247
	Sudarat Isarakul Partner	内線:1024
	Vanida Vasuwanichchanchai Partner	内線:1303

	Wutinon Trisrisak Partner	内線: 1294
間接税サービス	Orawan Fongasira Partner Tuttapong Kritiyutanont Associate Partner	内線: 1302 内線: 1426
アウトソーシングサービス	Sudarat Isarakul Partner	内線: 1024
移転価格	Panachai Anontanut Partner Janaiporn Khantasomboon Partner Niphan Srisukhumbowornchai Lead Partner	内線: 1295 内線: 1437 内線: 1435
税務調査／紛争処理 および訴訟	Niphan Srisukhumbowornchai Lead Partner Somboon Weerawutiwong Partner	内線: 1435 内線: 1247
金融・財務関連サービス	Orawan Fongasira Partner Nopajaree Wattananukit Associate Partner	内線: 1302 内線: 1396
法務サービス／ BOI サービス	Vunnipa Ruamrangsri Partner	内線: 1284
Chinese Business Desk	Vanida Vasuwanichchanchai Partner	内線: 1303
国際貿易管理サービス	Paul Sumner Partner Tanarat Permpoonsap Director	内線: 1305 内線: 1196

<日本企業部>

魚住 篤志
武部 純
中雄 俊和
山鳥 達彦
武藤 慎也
福井 情美

電話: (66) 2844-1157
電話: (66) 2844-1209
電話: (66) 2844-1559
電話: (66) 2844-1276
電話: (66) 2844-1553
電話: (66) 2844-1321

サービス内容

合併および買収

- タックスデューデリジェンス
- M&A／ストラクチャー構築支援
- 組織再編に伴う税務サービス
- ポストディールサービス／プロジェクトの実行および管理

税務ストラクチャー／税務アドバイス

- 国際税務サービス
- サプライチェーンマネジメントー経営モデルの変更による税務コストの削減
- 企業グループタックスプランニング / 税務最適化プログラム
- 金融・財務サービス

グローバル・ミニマム課税制度(ピラー2)

- ピラー2における税務トレーニングと税務アドバイザリ
- 影響評価および運用準備支援サービス

税務申告・ストラテジー

- 税務部門の効率化サポートサービス
 - Tax Management Maturity Model (T3M)
 - 効果的かつ効率的なタックスプランニングの提供
 - 税務リスク管理サービス
- タックステクノロジー
 - ERP タックスシステム
 - タックスデータの管理と分析
 - 税務処理とワークフロー自動化
- 税務会計サービス
 - 税額計上のアウトソーシングおよびサポート
 - 繰延税金資産の計算
 - FIN48 に基づく税金の計算

- 税務会計コンサルティング
- 税務会計の研修、アドバイザリー
- 税法コンプライアンスサービス
 - 税務申告書のレビュー／税務申告書の作成サポート
 - 税法コンプライアンスのレビュー／税務健全性の診断

間接税サービス

- 間接税に関するアドバイスおよびプランニング
- 間接税に関するコンプライアンスレビュー

アウトソーシングサービス

- 人事、給与管理に関する以下のアウトソーシング
 - 毎月の給与支払管理および源泉税
 - 毎年の所得税申告および源泉税
 - その他人事管理、給与支払に関するサービス
- 財務、経理に関する以下のアウトソーシング
 - 法定財務諸表の作成
 - 記帳代行
 - 税務申告書作成
 - 会計スタッフの出向サービス
 - その他財務部門機能（請求書発行、業者への支払等）

移転価格

- 移転価格コンプライアンスレビュー
- 移転価格文書化の支援
- 移転価格ベンチマーキングスタディ
- 移転価格リスクアセスメント
- 移転価格アドバイザリーサービス
- 移転価格調査サポート／相互協議サポート
- 移転価格係争の解決
- 事前確認制度（APA）サポート
- バリュチェーン分析（VCT）
- 移転価格に関わるオペレーションサポート（OTP）

税務訴訟支援サービス

- 税務訴訟防止サービス
- 税務調査の管理
- 税務訴訟での選択肢の提案
- 税務調査や訴訟への戦略的なプランニング
- 税務リスクの管理

金融・財務関連サービス

- 金融業（銀行、資本市場、保険、ファンド、不動産）の税法コンプライアンスサービス
 - 税務申告書のレビュー／税務申告書の作成サポート／税務リスク管理サービス／税務健全性の診断等
 - 金融商品、金融取引にかかる税務アドバイス
- 財務部門を通じてグループの税効果を得るためのプランニング
- 不良債権の再編における税務アドバイス

法務サービス／BOI サービス

法務サービス

- 会社等の設立・登記および各種申請代行サービス
- 外国人事業許可を含む、商事契約およびライセンス
- 労務関連、労働争議
- 不動産取引、土地デューデリジェンス、不動産、商標登録
- 法務デューデリジェンス、事業再編
- 投資インセンティブ
- 訴訟関連業務
- 個人情報保護法

投資委員会(BOI)

- 法令遵守およびそれにかかわるプランニング
 - 投資奨励恩典を活かした進出計画の策定、既存事業の移転計画の策定
 - 事業にかかわる奨励恩典の支援（担当官との交渉を含む）
 - BOI 規定条件（環境、労働、技術）に対する適合性検証手続

- 奨励恩典適用に係る、BOI 規定条件遵守の継続性の確認
- 税法遵守およびそれにかかわるプランニング
 - 資本コスト、最大生産能力およびスクラップ計画
 - BOIとNon-BOI業務の識別
 - 将来BOI申請可能なプロジェクトの特定
 - BOI期間中と税務恩典期間終了後の移転価格設定
- 会計分析と財務マネジメントモデル
 - 減価償却方法の選定
 - 在庫評価方法のアドバイス
 - 為替リスク回避にかかわる先物取引のアドバイス
 - リースの選択肢にかかわるアドバイス
 - 税務および財務の観点より負債・資本比率にかかわる評価アドバイス

日本企業支援サービス

タイにおける日系企業への税務および法務のアドバイスをご提供しております。外国投資の規制や税務および法務のあらゆる側面に精通した経験豊富な専門家が揃っています。日系クライアントとタイ、海外のビジネスパートナーや政府関係諸省庁との橋渡しをサポートします。また、PwCの各専門家への窓口として体制を整えています。

Chinese Business Desk

英語、中国語、タイ語を話す専門家が、中国企業のタイ子会社がタイの規制や税務、申告要件を理解するよう支援を行っています。地域ネットワークのメンバー企業と提携し、税務コンサルティング、税務コンプライアンス、税務調査支援など、あらゆる税務サービスの提供、および投資委員会から税制上の優遇措置を受けられるようサポートします。

国際貿易管理サービス

- 市場優位性確保のための戦略的関税プランニング
 - 自由貿易協定
 - サプライチェーンの活用
 - 取引方法の見直しによる関税の最適化(関税分類に基づく最適な輸入方法の検討)

- 各種優遇制度の活用(フリーゾーン、保税倉庫、BOIによる奨励、再輸出品にかかる関税の払い戻し、輸出製品に係る関税の払い戻し等)
- 米国の相互関税による影響への対応
- 物品税の構造設計、物品税対象商品の推奨小売価格、国際貿易、輸出管理の計画策定
- 関税申告およびリスク管理
 - 関税コンプライアンスレビュー
 - 税関当局による調査への対応
 - 関税価格および移転価格にかかわる書類の管理
 - 関税品目分類にかかわる対応
 - デュアルユース品に関する輸出取引コントロールおよびコンプライアンスレビュー(例えば、輸出に関する内部コンプライアンスプログラムのドラフト作成サポート、輸出ライセンスの取得サポート等)
 - 事前申請および税関ルーリング取得のサポート
 - 自発的な修正申告サポート
 - 原産地規則および申請プロセス改善アドバイザー
 - 法令順守、輸出入制限品の管理(有害物質等)および非中核品の輸入(事業および技術にかかわる書類およびソフトウェア)にかかわるアドバイザー
 - 関税の実地研修

Thank you

www.pwc.com/th